

# 第2期稲美町地域福祉計画

.....みんなで作る 誰もが安心して暮らせる地域共生社会.....



令和8(2026)年3月

稲美町



## はじめに

稲美町では、令和3(2021)年3月に「稲美町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の理念と仕組みづくりの方向性や地域福祉を推進するために住民一人ひとりに地域で取り組んでほしいこと、住民同士、事業所等で取り組んでほしいことや、行政で取り組んでいくことを決めました。



しかし近年、核家族化やひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化による家族や地域の支援力の低下に加え、様々な分野の課題が絡み合っって複雑化したり、複数分野の課題を抱えたりするといった状況がみられます。

このような状況において、このたび、これまでの取り組みの成果と残された課題を検証するとともに、地域を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズに対応した「第2期稲美町地域福祉計画」を策定しました。

本計画では、前計画の基本理念「みんなでつくる 誰もが安心して暮らせる地域共生社会」を受け継ぎ、引き続き、年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、地域住民一人ひとりが、地域の生活課題に関わり、協働のまちづくりを通じて、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、格別のご尽力をいただきました稲美町地域福祉計画策定委員会委員の皆さま、住民アンケート及びヒアリング調査にご協力を頂きました皆さま、また、関係各位の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和8(2026)年3月

稲美町長 **中山 哲郎**

# 目 次

---

## 第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	4

## 第2章 計画の基本的な考え方

1	前計画の総括	5
2	稲美町の地域福祉に関する諸課題	8
3	計画の基本理念	9
4	稲美町が目指す地域共生社会のかたち	9
5	計画の基本目標	10
6	計画の体系	11

## 第3章 基本目標ごとの取り組み

基本目標1	ふれあい・支え合いの地域づくり	13
基本目標2	主体的に活動を担う人づくり	16
基本目標3	包括的な相談・支援の体制づくり (成年後見制度利用促進基本計画含む)	20
基本目標4	安全・安心な暮らしづくり (再犯防止推進計画含む)	25

## 第4章 計画の実現のために

1	計画内容の周知	29
2	計画の推進体制	29
3	関係機関等との連携・協働	29
4	計画の進捗管理	29

---

## 第5章 地域を取り巻く稲美町の現状

1	人口の動向	31
2	高齢者のいる世帯の状況	35
3	要援護者の状況	36
4	生活保護世帯の状況	38
5	アンケート調査結果に見る地域の生活課題等	39
6	地域からの声に見る地域福祉に関する課題	46

## 資料編

1	計画の策定経過	53
2	稲美町地域福祉計画策定委員会委員名簿	54
3	稲美町地域福祉計画策定委員会設置要綱	55
4	用語集	57



# 第 1 章

## 計画の概要

---



## 1 計画策定の背景と趣旨

「地域福祉」とは、地域で暮らす人々が、年齢や障がいの有無などに関係なく、お互いに助け合い、支え合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。

本町では、平成29(2017)年の社会福祉法改正において、「地域共生社会」※の実現に向けた包括的な支援体制を整備することが新たに努力義務とされたことを受け、令和3(2021)年3月、「稲美町地域福祉計画」(以下「前計画」という。)を策定し、地域福祉の理念と仕組みづくりの方向性や地域福祉推進のために住民一人ひとりに地域で取り組んでほしいこと、住民同士、事業所等で取り組んでほしいことや、行政で取り組んでいくことを定めました。

しかし、前計画期間の前半は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が深刻化していた時期とも重なり、住民の外出や交流機会の減少、地域活動の停滞により、地域のつながりや地域福祉の担い手の活動が制限されるなどの影響が発生しました。コロナ禍においては、感染対策を講じながらも、対面支援の重要性が再認識され、代替手段の整備が進められるとともに、コロナ収束後は、コロナ禍で浮き彫りになった課題を踏まえ、地域福祉の新たな展開が求められています。

また、前計画の策定直後に施行された改正社会福祉法では、重層的支援体制整備事業が創設され、より包括的な支援体制の整備が求められています。

本町では、令和8(2026)年3月をもって前計画の期間が満了することから、これら国の動向も踏まえながら計画の見直しを行うとともに、これまでの取り組みの成果と残された課題を検証しつつ、地域を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズに対応した、「第2期稲美町地域福祉計画(令和8(2026)年度～令和12(2030)年度)」を策定することとしました。

### ※地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

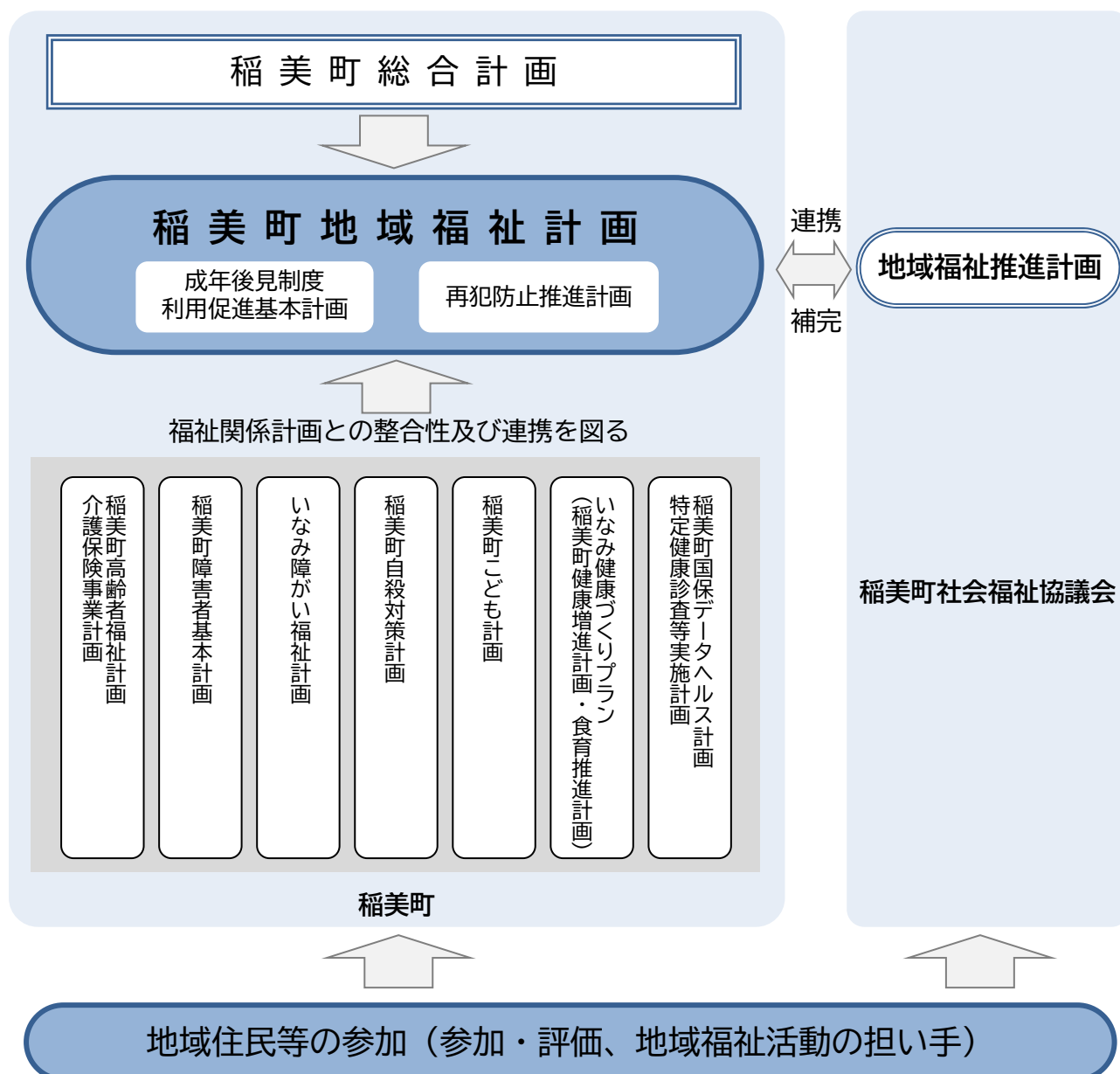
(平成29(2017)年2月厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

## 2 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、住民と行政、福祉事業者等が一体となって、地域の福祉を向上させるための行政計画です。地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を定める、福祉分野の基盤となる計画と位置づけられます。

本計画と稲美町社会福祉協議会が本計画を踏まえて策定する「地域福祉推進計画」は、互いに連携及び補完しあい、本町の地域福祉を推進していくものです。

また、本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、及び「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「再犯防止推進計画」を包含する計画とします。



### 3 計画の期間

本計画の期間は令和8(2026)年度を初年度とし、令和12(2030)年度を目標年度とする5か年とします。ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や住民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

#### ■地域福祉計画と関連する行政計画の計画期間

令和 (西暦) 年度	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)
稲美町総合計画(基本計画)	第5次	第6次(前期)					第6次(後期)			
稲美町地域福祉計画	第1期(前計画)					第2期(本計画)				
稲美町高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期		第9期			第10期		第11期		
稲美町障害者基本計画	第3次					第4次				
いなみ障がい福祉計画	第6期		第7期			第8期				
稲美町自殺対策計画	第1期		第2期				第3期			
稲美町こども計画	(第2期子ども・子育て支援事業計画)				第1期				第2期	
いなみ健康づくりプラン (稲美町健康増進計画・食育推進計画)	第2期		第3期					第4期		
稲美町国保データヘルス計画・ 特定健康診査等実施計画	第2期・第3期		第3期・第4期				第4期・ 第5期			

## 4 計画の策定体制

### (1) 稲美町地域福祉計画策定委員会の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえた地域福祉の推進に係る検討を行うために、「稲美町地域福祉計画策定委員会」を設置し、審議を行いました。

### (2) 稲美町の地域福祉に関するアンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、地域福祉に関する住民の意識や生活課題を把握するために、「稲美町の地域福祉に関するアンケート調査」(以下「アンケート調査」という。)を実施しました。

#### ●アンケート調査の実施概要

調査対象	住民基本台帳から年齢10歳階層(ただし、18歳以上30歳未満及び70歳以上はそれぞれ1階層とし、全部で6階層とする)ごとに男女同数を無作為抽出した1,200人
調査方法	郵送による配付、郵送による回収またはWeb上でのインターネット回答
調査期間	令和6(2024)年11月20日(水)から令和6(2024)年12月13日(金)まで
回収結果	配付数:1,200件 有効回収数:590件 回収率:49.2%

### (3) 民生委員児童委員協議会へのヒアリングの実施

地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員に、活動の中で感じている地域の課題(困りごと)やそれを解決するためにできることをワークショップ形式で話し合ってもらい、意見の集約を行いました。

### (4) 社会福祉協議会が実施した各種会議等における地域からの声の活用

社会福祉協議会の協力の下、稲美つながり・支えあい協議会等、同協議会が実施した各種会議等の参加者の声から、本町の地域福祉に関する諸課題を抽出し、稲美町地域福祉計画策定委員会における検討資料として活用しました。

### (5) パブリック・コメントの実施

令和8(2026)年1月19日から令和8(2026)年2月17日まで計画素案を公表し、住民からの意見募集を行いました。

## 第 2 章

### 計画の基本的な考え方

---



## 1 前計画の総括

前計画では、『みんなでつくる 誰もが安心して暮らせる地域共生社会』を基本理念とし、その実現のために必要となる、以下の3つの基本目標を掲げ、施策の体系化を行っていました。

### [前計画の基本目標]

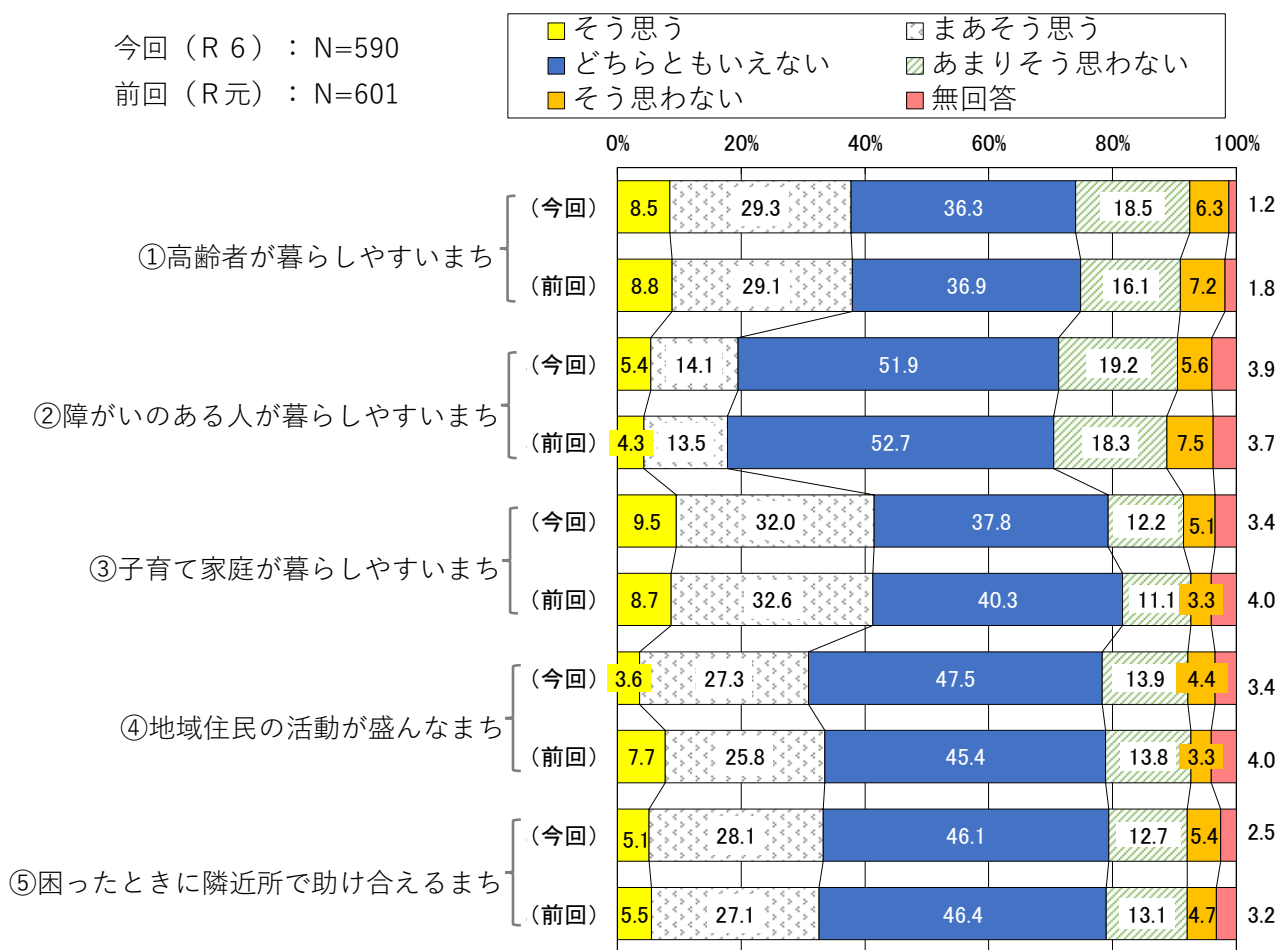
- 1 福祉を担う人づくり
- 2 互いに支え合う仕組みづくり
- 3 安心できる環境づくり

前計画期間中においては、新型コロナウイルス感染症拡大による地域福祉活動への大きな逆風による停滞はあったものの、町では、社会福祉協議会と連携し、住民一人ひとりの地域福祉への関心や意識を高めるための啓発、地域における交流・ふれあいの促進に努めるとともに、サロン活動やひとり暮らしの高齢者等を対象とする見守りをはじめとした、主に自治会単位での取り組みを進めてきました。

しかし、アンケート調査結果における町の地域福祉に対する住民の印象は、前計画策定時からあまり変化がなく(図2-1参照)、地域の満足度については、「手助けが必要な方へ見守りや目配り」という項目の満足度がやや上昇しましたが、それ以外の項目については5年前とほぼ同じ回答傾向となっています(図2-2参照)。また、満足度と重要度の点数化による相関分布を見ると、満足度が上昇した「手助けが必要な方へ見守りや目配り」も、防災や防犯と並び、相対的に重要度が高く現在の満足度が低い「重点課題」に位置づけられる結果となっています(図2-3参照)。さらに、ひきこもりや、ストレス社会が生み出すところの病の問題、格差社会が生み出す生活困窮者や子どもの貧困の問題など、比較的新しい生活課題への対応も考える必要があります。障害者差別解消法等で注目される差別解消への取り組みも、地域共生社会の実現を目指す上で、避けては通れない課題となっています。そして、こうした現状は、生活課題の解決や地域福祉推進の難しさとともに、その必要性和重要性を改めて私たちに認識させるものでもあります。

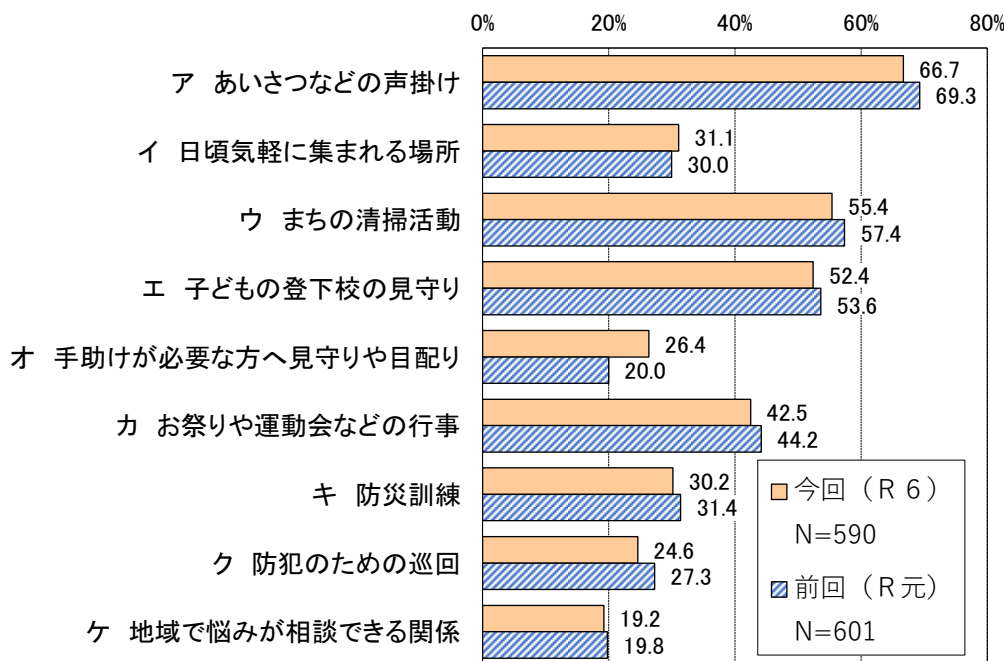
本計画では、前計画期間中において、コロナ禍の影響を受けながらもつなぎ続けてきた地域福祉活動の輪を途切れさせることなく、さらなる拡大を図るとともに、社会情勢の変化等に伴い生じてきた比較的新しい地域の生活課題にも対応できる地域づくりを進め、地域共生社会の実現を図る必要があります。

■図 2-1 稲美町の地域福祉に対してどのような印象を持っているか（前回調査結果との比較）



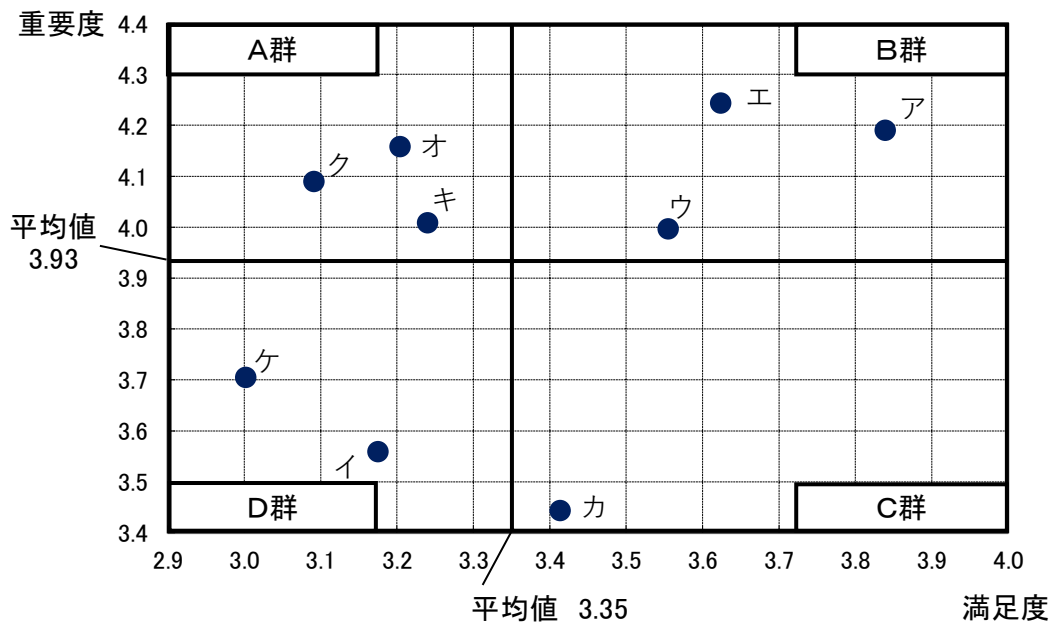
資料：アンケート調査結果

■図 2-2 地域の満足度（「満足」「まあ満足」と回答した人の割合）（前回調査結果との比較）



資料：アンケート調査結果

■図 2-3 地域の満足度と重要度の点数化による相関分布



項目	満足度	重要度
ア あいさつなどの声掛け	3.84	4.19
イ 日頃気軽に集まれる場所	3.17	3.56
ウ まちの清掃活動	3.55	4.00
エ 子どもの登下校の見守り	3.62	4.24
オ 手助けが必要な方へ見守りや目配り	3.20	4.16
カ お祭りや運動会などの行事	3.41	3.44
キ 防災訓練	3.24	4.01
ク 防犯のための巡回	3.09	4.09
ケ 地域で悩みが相談できる関係	3.00	3.70
9項目の平均値	3.35	3.93

資料：アンケート調査結果

## 2 稲美町の地域福祉に関する諸課題

アンケート調査結果や民生委員児童委員協議会へのヒアリング及び各種会議等における地域の声から、今日の本町の地域福祉に関する課題を計画策定委員会は以下のように整理しました。（第5章6「地域からの声に見る地域福祉に関する課題」を参照）

### 1. 日常的な交流がない(孤立化が進んでいる)

- ・ 住民同士の基本的な関係性の希薄化 /世代間・属性間の交流の減少 /地域活動の魅力の低下と参加意欲の減退 /社会参加への心理的・物理的な障壁

### 2. 地域活動の担い手不足

- ・ 自治会役員や活動の負担感と高齢化 /ボランティア活動の担い手不足と育成の課題 /活動の魅力やインセンティブ不足と参加形態のミスマッチ /次世代への継承と若年層の参加促進の難しさ /組織運営と活動基盤の脆弱性

### 3. 相談先がない、わからない(支援者につながらない)

- ・ 相談窓口の認知度・アクセシビリティの課題 /制度の複雑性と情報格差 /支援機関間の連携不足と行政の縦割り /潜在的ニーズの把握とアウトリーチの困難さ /相談をすることへの心理的な障壁と信頼関係の構築の難しさ /制度や行政に対する不信感と安心感の揺らぎ

### 4. 災害対応に関する不安

- ・ 災害時における要援護者等に関する不安 /緊急時セーフティネットの欠如と将来への不安 /地域の防災意識と備えの不足 /防犯・生活安全への日常的な不安

### 3 計画の基本理念

#### みんなでつくる 誰もが安心して暮らせる地域共生社会

前計画では、地域住民一人ひとり、住民同士、社会福祉事業者等、行政が一緒になって取り組み、誰もが安心して暮らせる地域共生社会をつくっていくことを目指すこととし、『みんなでつくる 誰もが安心して暮らせる地域共生社会』を基本理念として掲げていました。本計画においても、この基本理念を受け継ぎ、引き続き、年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、地域住民一人ひとりが、地域の生活課題に主体的に関わり、サービスの担い手としても参画していく協働のまちづくりを通じて、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

### 4 稲美町が目指す地域共生社会のかたち

高齢者の増加や共働き世帯の増加により、子育てや介護の支援がこれまで以上に必要となる中、高齢者介護・障がい者福祉・子育て支援・生活困窮等様々な分野において、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化等による家族や地域の支援力の低下に加え、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、世帯単位で複数分野の課題を抱えたりするといった状況がみられます。

こうした課題を解決するにあたり、すべての人が世代や状況を問わず、安心して暮らし続けられる地域づくりが求められています。そのためには、当事者、地域住民、行政、福祉専門職などが協働し、福祉のまちづくりをさらに進めていくことが大切です。

本町では、高齢者施策として、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年や、団塊のジュニア世代が高齢期を迎える令和22(2040)年を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・充実を図ってきました。しかしながら様々な生活(福祉)課題を抱える人々の孤立が進む中で、課題が複雑化、深刻化している場合も見受けられるなど、コロナ禍を経て、その課題が顕著になってきており、地域包括ケアシステムの拡充はもちろんですが、人々の「つながり」の再構築を図り孤立を防ぐことが私たちの暮らしに必要です。孤立防止により、課題が複雑化、深刻化する前の初期の段階から制度やサービスを利用し、住民みんなが自分らしい暮らしを築ける基盤(地域づくり)を目指す必要があります。

そのためには、行政や専門機関だけではなく、住民一人ひとりが「福祉のまちづくり」に参加するための取り組みが必要です(地域住民が参加した取り組みを“地域包括的支援体制づくり”と言います)。

地域包括的支援体制づくりを進めるためには、行政、専門機関などの公的な福祉サービスを基盤に、当事者、地域住民、専門職などが協働して、①総合的、包括的な相談体制の再構築、②生活課題を抱えている当事者の社会参加の促進(就労/就学/地域参加など)、③誰もが孤立しないまちづくり(地域づくり)、④人権の尊重など権利擁護推進のまちづくりに一体的に取り組む必要があります。

## 5 計画の基本目標

本計画では、前計画を踏襲しつつも、今日の本町の地域福祉に関する諸課題に対応するために4つの基本目標を定めました。この4つの基本目標は相互に関連しあうものであるため、それぞれの基本目標について着実に取り組むことが必要です。また、この4つの基本目標は多くの住民の皆さんと共有し、ともに取り組む目標でもあります。

### [本計画の基本目標]

- 1 ふれあい・支え合いの地域づくり
- 2 主体的に活動を担う人づくり
- 3 包括的な相談・支援の体制づくり
- 4 安全・安心な暮らしづくり

## 6 計画の体系

4つの基本目標について、その達成のためにそれぞれ必要な取り組みを以下のように設定し、第3章において、これらに対応した現状と課題及び今後の取り組みを明らかにします。

基本理念	基本目標	取り組み(大項目)
みんなのでつくる 誰もが安心して暮らせる地域共生社会	1. ふれあい・支え合いの地域づくり	(1) 日常的交流を生む場所への環境整備支援
		(2) 住民による地域福祉活動への支援
		(3) 民生委員・児童委員活動への支援
		(4) 福祉課題を抱える当事者の多様な社会参加の促進
		(5) 住民活動を支援する中間支援組織への支援
	2. 主体的に活動を担う人づくり	(1) 地域活動への関心の醸成と理解促進
		(2) 住民活動者同士の交流の場づくり
		(3) ボランティア活動を支援するボランティアセンターの強化支援
		(4) 当事者・当事者組織活動への支援
		(5) 社会福祉法人の地域貢献活動の促進
	3. 包括的な相談・支援の体制づくり	(1) 相談窓口の認知度の向上とアクセス向上の推進
		(2) 福祉制度の分かりやすい情報提供
		(3) 支援機関間の連携強化と包括的な相談体制の構築
		(4) 当事者と寄り添っている福祉活動者との連携
		(5) 権利擁護支援の推進（成年後見制度利用促進基本計画）
		(6) 地域の福祉課題解決に向けた協議の場の設置
	4. 安全・安心な暮らしづくり	(1) 緊急時・災害時の助け合いの仕組みづくり
		(2) 防犯・再犯防止活動の推進（再犯防止推進計画）
		(3) バリアフリーのまちづくりの推進



## 第 3 章

### 基本目標ごとの取り組み

---



## 基本目標 1 ふれあい・支え合いの地域づくり

私たちの暮らす稲美町では、少子高齢化や核家族化が進み、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。アンケート調査やヒアリング等の結果からも、近所づきあいが希薄になり(次ページ図3-1参照)、「隣に誰が住んでいるか分からない」「困ったときにお互い様と言える関係が減っている」といった声が聞かれ、地域のつながりの弱まりが懸念されています。

また、地域の中には、子育てや介護の悩み、障がいによる生活のしづらさ、経済的困窮や社会的孤立など、他人には相談しにくい多様な課題を抱えて暮らしている人がいます。これらの課題は、それぞれの人ごとのライフスタイルや家庭環境によって異なるため、必要とされる支援も多様化しています。

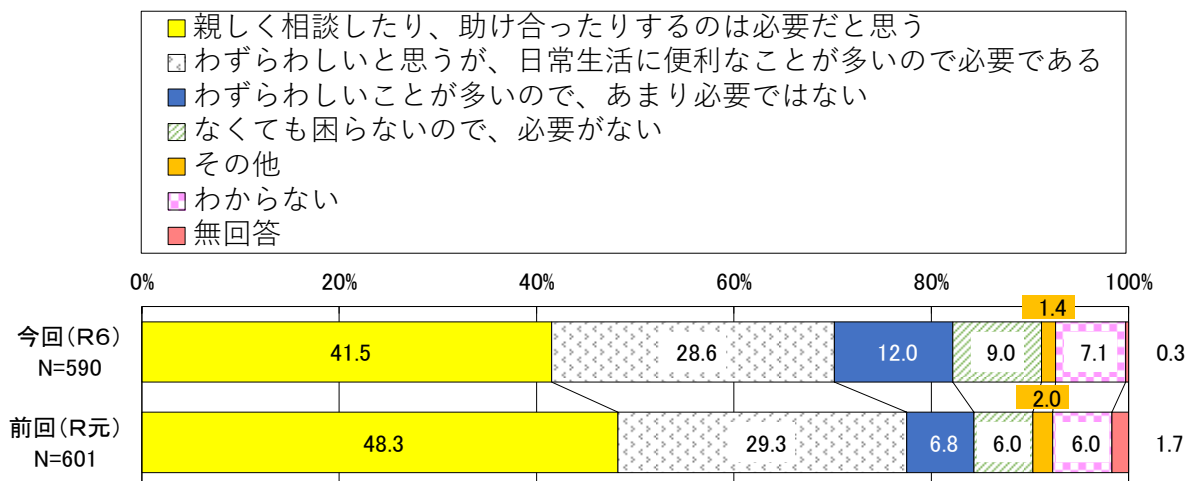
こうした現状を踏まえ、本町では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、改めて人と人とのつながりを再構築し、「顔の見える関係づくり」を進めていく必要があります。

前計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域のサロン活動や交流行事が制限される場面もありましたが、これからも住民同士が気軽に集い、交流ができる「居場所」や「交流拠点」の整備を進めます。

また、地域福祉の最前線で活動する民生委員・児童委員や自治会、ボランティア団体への支援を強化するとともに、地域福祉の推進を担う稲美町社会福祉協議会が、その専門性やコーディネート機能を十分に発揮できるよう支援し、住民活動をバックアップする体制を整えます。

本町では、基本理念である「みんなでつくる 誰もが安心して暮らせる地域共生社会」を実現するため、「ふれあい・支え合いの地域づくり」を通じてお互いの顔が見える関係をつくり、互いに支え、支えられる関係づくりを進めていきます。

■図 3-1 近所づきあいに対する考え方（前回調査結果との比較）



資料：アンケート調査結果

①町（行政）が住民・事業者の協力を得て取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
1	日常的交流を生む場所への環境整備支援	・居場所の設置の促進と運営の支援 ・住民交流拠点の整備の促進
2	住民による地域福祉活動への支援	・住民活動を支える伴走型の支援 ・地域での健康づくりと介護予防の促進 ・地域課題の発見・共有・解決のための仕組みづくり
3	民生委員・児童委員活動への支援	・民生委員・児童委員活動の充実のための環境整備
4	福祉課題を抱える当事者の多様な社会参加の促進	・社会とのつながりを回復する支援（参加支援） ・障がい者等の社会参加への支援
5	住民活動を支援する中間支援組織への支援	・稲美町社会福祉協議会の機能強化支援 ・住民活動団体（NPO等）への運営ノウハウの提供と相談支援体制の充実

## ②地域住民・住民団体（当事者組織含む）にお願いしたいこと

---

- あいさつや立ち話など、日頃の無理のないつきあいから、隣近所と「顔の見える関係」を築きましょう。
- 地域の行事に顔を出し、楽しみながら自分や家族の居場所を見つけましょう。
- 地域の中で「最近見かけない」「様子が気になるな」と感じたら、民生委員・児童委員や自治会等の身近な相談相手に伝えましょう。
- 年齢や障がい、国籍などの違いを理解し、誰もが参加しやすい温かい地域づくりに協力しましょう。

## ③福祉事業者、専門職等にお願いしたいこと

---

- 事業所の交流スペースや機能を活用し、住民が気軽に立ち寄れる拠点づくりを住民と協働して取り組んでいきましょう。
- 日頃のサービス提供を通じて利用者の生活の変化に気づき、制度の狭間にある困りごとをキャッチしましょう。
- 学校や地域団体と連携し、福祉体験学習や交流イベントの企画・運営に専門職として協力しましょう。

## 基本目標2 主体的に活動を担う人づくり

現在、自治会やボランティア活動などの地域活動を中心となって支えてきた人々の高齢化が進み、担い手の不足が深刻な課題となっています。「役員のなり手がいない」「特定の人の負担が大きい」といった声が多く聞かれ、活動の継続が危ぶまれるケースも見受けられます。また、若い世代や現役世代からは「仕事や子育てが忙しくて参加できない」「活動の内容が固定化されていて参加しにくい」といった声もあり、地域活動への参加のハードルが高くなっている現状があります。

その一方で、アンケートでは「機会があれば地域の役に立ちたい」と考えている住民も少なくありません(次ページ図3-4参照)。課題は、そうした「思い」を実際の「活動」へとつなげるきっかけや仕組みが不足している点にあります。

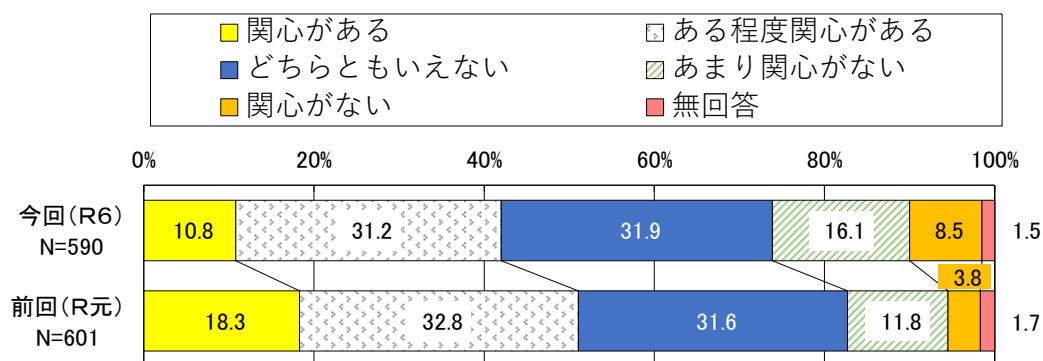
そこで本町では、従来の固定的な役割分担にとらわれず、誰もが自分の関心のある分野や得意なことを活かして、無理なく楽しく参加できる地域づくりを推進します。

具体的には、広報紙やSNSなどの多様な媒体を活用してボランティア募集やイベント情報を幅広い世代に発信し、まずは地域活動に関心を持ってもらうとともに、次世代の担い手を育成するために、学校教育の場でのボランティア活動体験や、「ゲートキーパー(悩んでいる人に気づき、つなぐ人)」(※)等の養成講座などを実施し、地域福祉への理解を深める機会を増やします。

さらに、ボランティアセンターの機能を強化し、活動したい人と支援を求めている人をつなぐマッチング(組み合わせ)をスムーズに行うとともに、住民活動を行っている人同士で悩みやノウハウを共有できる交流の場を設けます。

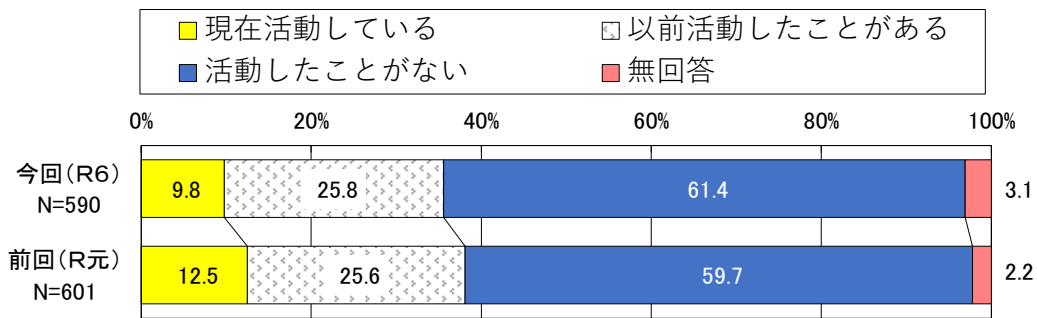
(※)本計画では「ゲートキーパー」を単に「自殺を食い止める役割を持つ人」(狭い意味でのゲートキーパー)としてではなく、「悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげる人」(広い意味でのゲートキーパー)として捉えています。

■図3-2 「地域福祉」に関心があるか(前回調査結果との比較)



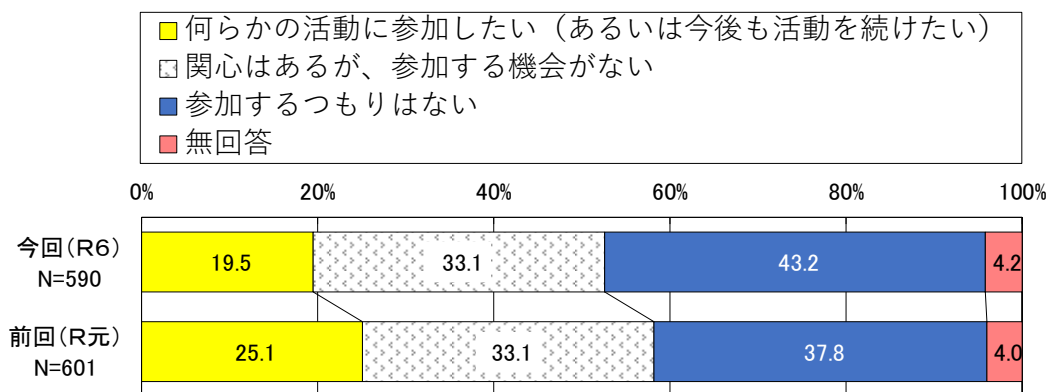
資料：アンケート調査結果

■ 図 3-3 ボランティア活動や助け合い活動を行ったことがあるか（前回調査結果との比較）



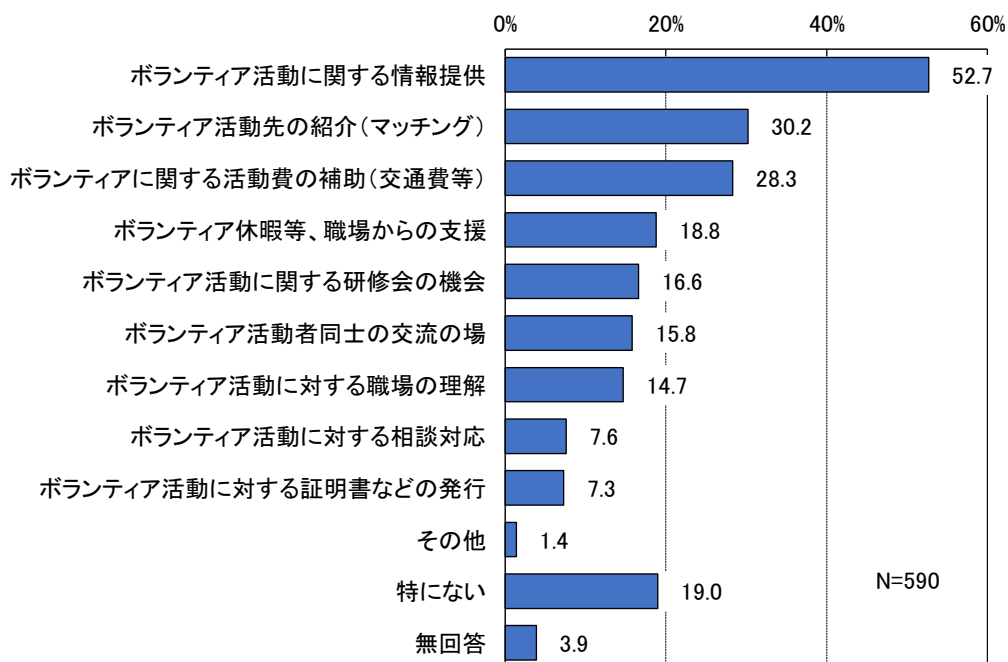
資料：アンケート調査結果

■ 図 3-4 ボランティア活動に、今後の参加意向があるか（前回調査結果との比較）



資料：アンケート調査結果

■ 図 3-5 どのような支援があると、ボランティア活動が行いやすいと思うか



資料：アンケート調査結果

①町（行政）が住民・事業者の協力を得て取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
1	地域活動への関心の醸成と理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙やSNSなどの多様な媒体を活用した活動情報の周知</li> <li>・ゲートキーパー(悩んでいる人に気づき、つなぐ人)等の養成と普及啓発（障がい者等へのサポートを含む見守り・支援）</li> </ul>
2	住民活動者同士の交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動等を通じた支え合い意識の醸成</li> <li>・連携を深めるための意見交換の場づくり</li> </ul>
3	ボランティア活動を支援するボランティアセンターの強化支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等のニーズと資源を結ぶマッチング機能の強化</li> <li>・ボランティアセンターの機能強化とボランティアの育成</li> <li>・学校教育におけるボランティア活動の継続実施</li> </ul>
4	当事者・当事者組織活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者団体等の運営支援</li> <li>・当事者の声を地域づくり等へ反映させる場づくり</li> </ul>
5	社会福祉法人の地域貢献活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人による地域と協働して取り組む地域支援活動の促進</li> <li>・法人の連携による地域課題への取り組みの活性化支援</li> <li>・災害時における社会福祉法人の役割についての検討</li> </ul>

②地域住民・住民団体（当事者組織含む）にお願いしたいこと

- 広報紙やSNSなどで発信されるボランティアに関する情報に関心を持ち、自身の趣味や特技を活かせる活動を探してみましょう。
- 「参加しなければならない活動」であっても、「自分も楽しむ活動」として地域活動に参加してみましょう。
- 悩んでいる人の存在に気づき、支援につなぐ「ゲートキーパー(悩んでいる人に気づき、つなぐ人)」などの役割を学び、「心のサポーター」になりましょう。
- 若い世代や転入者など、新しい人が地域活動に参加しやすいよう、柔軟でオープンな雰囲気をつくりましょう。

### ③福祉事業者、専門職等をお願いしたいこと

---

- 社会福祉法人が持つ専門性や資源を活かし、地域貢献活動(公益的な活動)を積極的に推進しましょう。
- ボランティアセンターと連携し、ボランティアの受け入れや、専門的なスキルを必要とするボランティアの育成に取り組みましょう。
- 学生や住民のボランティアを積極的に受け入れ、次世代の福祉の担い手を育てる土壌をつくりましょう。

## 基本目標3 包括的な相談・支援の体制づくり

近年、住民が抱える生活課題は、「8050問題(高齢の親とひきこもりの子の生活課題)」や「ダブルケア(子育てと介護の同時進行)」、「ヤングケアラー(家族の世話を担う子ども)」など、複雑かつ複合的なものへと変化しています。こうした課題は、単独の相談窓口や制度だけでは解決が難しく、どこに相談すればよいか分からなかったり、相談をためらってしまったりすることも考えられます。

こうした課題に対応するため、本町では、相談者が抱える悩みを断らずに受け止め、適切な支援につなぐ「包括的相談支援体制」の構築を目指します。

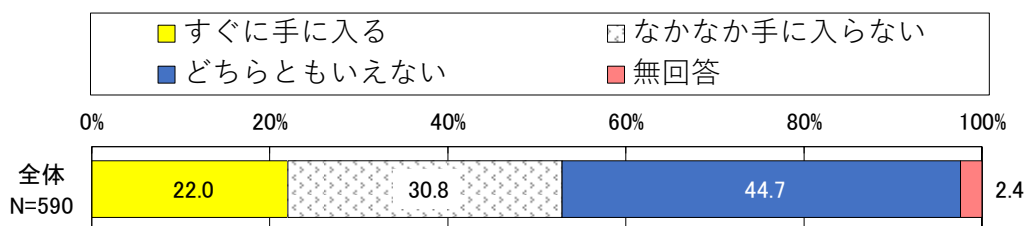
具体的には、まず住民一人ひとりに相談窓口を認知してもらえるよう、広報紙やSNSなどを通じた周知啓発を行うとともに、利用できる福祉サービスや制度を分かりやすくまとめたガイドブック等を作成し、窓口等で配布します。一方で、自ら助けを求めることが難しい人などに対しては、専門職が自宅などを訪問して相談に乗る「アウトリーチ(訪問支援)」を強化します。

さらに、行政の内部においても部署を超えて連携・協議できる体制の充実に図るとともに、社会福祉協議会、医療、福祉、学校、警察などの関係機関が相互に連携し、チームとなって支援にあたる「多機関協働」のネットワークを強化することで、複合的な課題を抱える世帯全体を支える体制づくりを推進します。

あわせて、認知症や障がいにより判断能力に不安がある人の権利を守るため、成年後見制度の利用促進や、「権利擁護支援センター(仮称)」の設立に向けた準備に取り組みます。また、虐待やDV(ドメスティック・バイオレンス)の防止に向け、地域での小さな異変への「気づき」を専門機関へつなぐネットワークを充実させ、早期発見・早期対応に努めます。

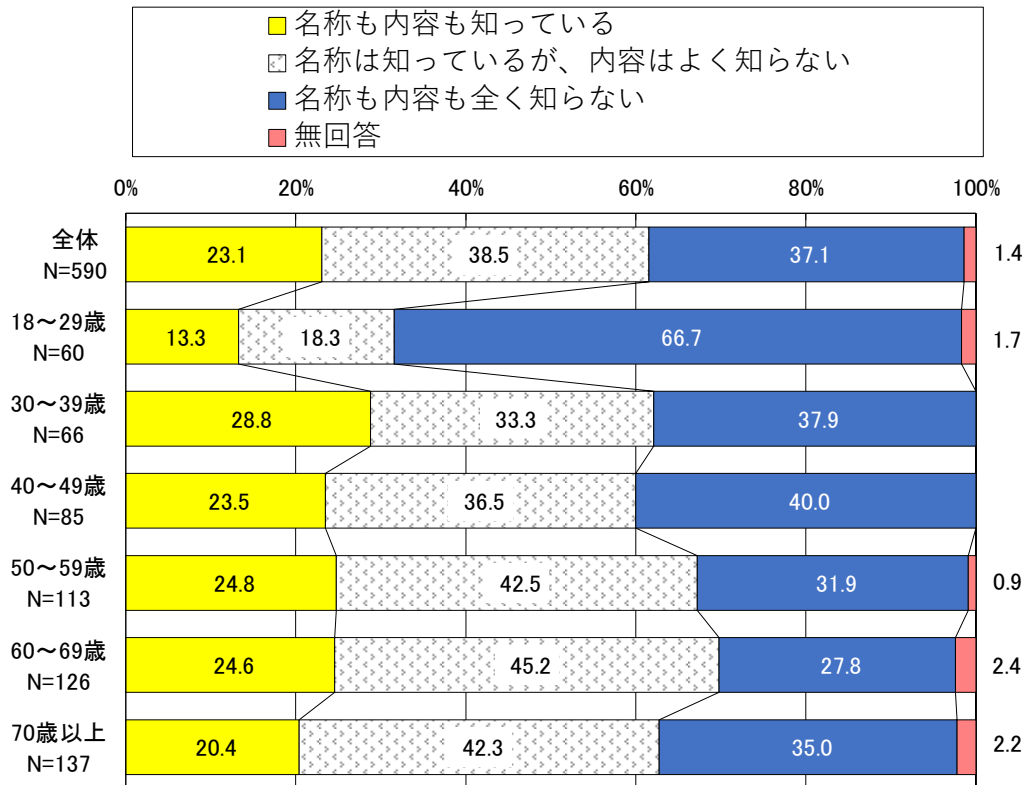
専門職と地域住民との連携により、誰もが孤立することなく、必要な支援につながり続ける安心の体制を構築します。また、職員が地域に出向いて対話を重ねるなど、住民一人ひとりの声を大切に、今後の施策づくりに活かしていきます。

■図 3-6 福祉に関する情報が必要なときに、すぐにその情報が手に入ると思うか



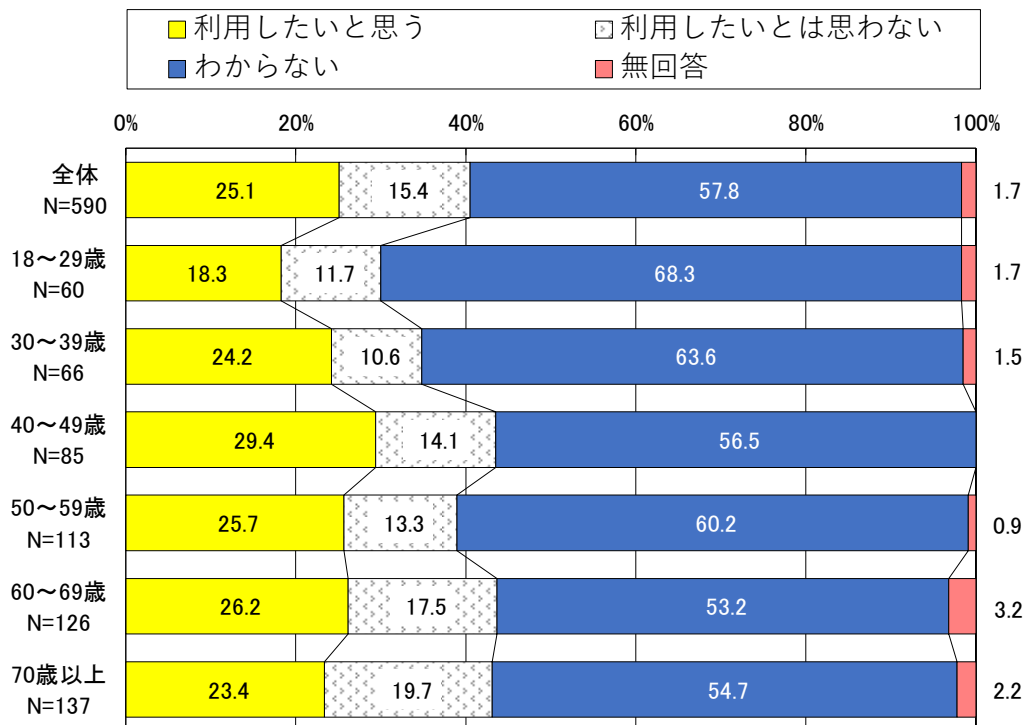
資料：アンケート調査結果

■ 図 3-7 成年後見制度について知っているか



資料：アンケート調査結果

■ 図 3-8 将来的に判断能力が不十分となった場合、成年後見制度を利用したいと思うか



資料：アンケート調査結果

①町（行政）が住民・事業者の協力を得て取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
1	相談窓口の認知度の向上とアクセス向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的相談体制の整備</li> <li>・訪問による相談支援等（アウトリーチ型相談）の強化</li> <li>・相談窓口の周知啓発</li> </ul>
2	福祉制度の分かりやすい情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活用できる福祉サービスに関する分かりやすいガイドブック等の作成</li> <li>・SNS等の電子媒体なども活用した多様な手段による情報の発信</li> </ul>
3	支援機関間の連携強化と包括的な相談体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援関係機関の連携体制の構築（多機関協働）</li> <li>・制度の狭間の問題に対する体制の整備（多分野協働による新たな資源づくり）</li> <li>・生活支援等体制整備事業の充実</li> </ul>
4	当事者と寄り添っている福祉活動者との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職や地域住民、当事者間での情報共有</li> <li>・当事者の困りごとを適時適切に専門的な支援機関につなぐルートづくり</li> </ul>
5	権利擁護支援の推進（成年後見制度利用促進基本計画）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護支援センター（仮称）の設立</li> <li>・権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり</li> <li>・本人の意向を尊重する意思決定支援と後見人等の支援</li> <li>・成年後見における町長申立てと成年後見制度利用支援事業の推進</li> <li>・虐待やDVの防止・対応ネットワークの推進</li> </ul>
6	地域の福祉課題解決に向けた協議の場の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉推進会議（仮称）等の設置・運営</li> </ul>

②地域住民・住民団体（当事者組織含む）にお願いしたいこと

- ・ 困りごとを一人で抱え込まないで、「こんなことを相談してもいいのかな」と迷わず、早めに相談窓口を利用しましょう。
- ・ どこに相談すればよいか分からない人を見かけたら、知っている窓口を教えたり、一緒に相談に行ったりしましょう。
- ・ 認知症や障がいのある人などの権利を守る「成年後見制度」などに関心を持ち、必要な人に情報が届くよう協力しましょう。
- ・ 虐待やDVのサインに気づいたときは、ためらわずに専門機関へ連絡(通報)しましょう。

### ③福祉事業者、専門職等にお願いしたいこと

- 複合的な課題を抱える世帯に対し、事業所だけで抱え込まず、分野を超えて他の機関と連携・協働しましょう。
- アウトリーチ(訪問支援)などを通じて潜在的なニーズを発見し、ケースに関する会議などの協議の場で共有しましょう。
- 福祉課題を抱える当事者の意思決定を支援し、権利擁護の視点を持って、本人の望む生活の実現を支えましょう。

#### 権利擁護支援の推進(成年後見制度利用促進基本計画)

福祉サービスは誰でも気軽に利用できるものでなければなりません。認知症高齢者や知的・精神障がい者など、判断能力が不十分な人は、その利用手続きを行うことが難しい状況にあります。また、これらの人は財産の管理や普段の生活において様々な権利侵害を受けやすいことが想定されるため、その権利や財産などを守る取り組みが必要です。

これら判断能力が不十分な人の権利や財産を守るため、民法上の成年後見制度があり、町では成年後見制度利用支援事業等で、その利用促進を図ってきました。しかしながら、アンケート調査の結果を見ると、成年後見制度について「名称も内容も知っている」と回答した人の割合は23.1%となっており、今後は、認知度の向上とともに権利擁護支援のためのネットワークづくりなど、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的に推進する必要があります。

社会福祉協議会においても、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的金銭管理などを行う日常生活自立支援事業を実施しており、社協だよりやホームページでの事業の紹介のほか、地区活動訪問時にも事業の周知に努めています。

また、権利擁護に関し特に深刻な問題として、虐待やDVの存在が挙げられます。平成12(2000)年に施行された児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)を皮切りに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)や、高齢者、障がい者それぞれを対象とする虐待防止法が制定されており、本町では、いなみこども家庭センターや福祉担当窓口、地域包括支援センターなどで、虐待やDVに関する相談を受け付けています。

※成年後見制度とは

認知症や知的障がい・精神障がい等により、判断能力が不十分な人の権利を擁護し、支援するための制度です。この制度には、判断能力が不十分な人が利用する「法定後見制度」と、判断能力があるうちにあらかじめ将来のことを決めておく「任意後見制度」の2種類があります。

【法定後見制度】

既に判断能力が不十分な状態にある人を、家庭裁判所に審判の申し立てを行うことにより、家庭裁判所が選んだ成年後見人等(補助人・保佐人・成年後見人)が支援する制度です。判断能力に応じて以下の3つの類型があります。(※)

類型	補 助	保 佐	後 見
対象	判断能力が <u>不十分な人</u>	判断能力が <u>著しく不十分な人</u>	判断能力が <u>欠けているのが通常の状態の人</u>

【任意後見制度】

将来判断能力が不十分となった場合に備えて、公正証書により任意後見人を決め、支援して欲しい内容をあらかじめ決めておく制度です。

(※)令和8(2026)年3月時点、国において成年後見制度の見直しが進められており、今後、法定後見制度の類型など見直しが行われる予定です。

## 基本目標4 安全・安心な暮らしづくり

近年、頻発する豪雨災害や地震への備えは、住民一人ひとりの生命を守るための最優先課題です。しかし、防災意識については、「災害は自分には関係ない」といった意識や、具体的な備えが不十分な現状も見られます(次ページ図3-9参照)。特に高齢者、障がいのある人、難病患者、乳幼児や妊産婦など、自力での避難が難しい「避難行動要支援者」を、災害時に誰が、どのように支援するのかという「個別避難計画」の作成や、実効性の高い避難訓練の実施などが求められています。

また、日常生活においては、特殊詐欺被害や子どもへの声かけ事案、交通事故などが依然として発生しており、防犯や交通安全に対する不安の声も聞かれます。さらに、障がいのある人や高齢者が外出しやすいバリアフリー環境の整備や、罪を犯した人の立ち直りを支える地域づくりも重要な課題です。

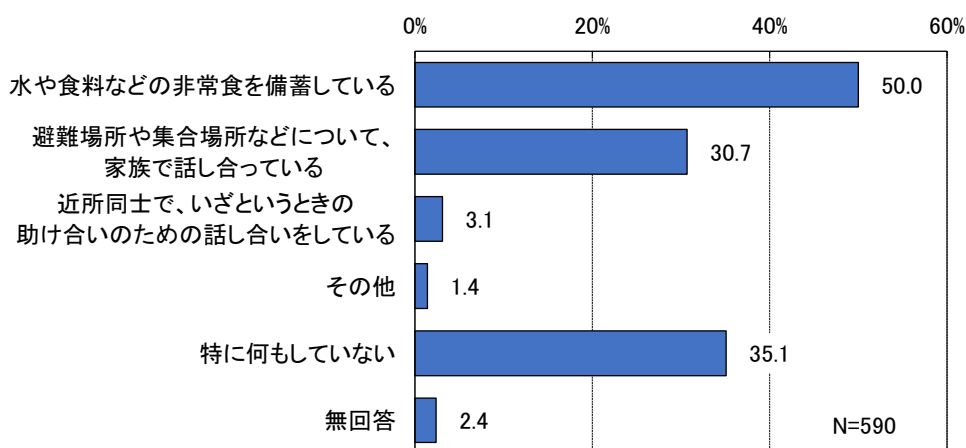
こうした課題に対し、本町では、「災害時・緊急時の助け合い」と「日常の安全確保」の両面から取り組みを推進します。

防災面では、防災情報の確実な伝達手段を整備するとともに、自主防災組織や福祉事業者とも連携し、個別避難計画の作成推進など、要支援者一人ひとりに寄り添った避難支援体制づくりを進めます。また、福祉避難所の受入体制を整備し、障がいのある人や医療的なケアを必要とする人などが災害時でも安心して過ごせる環境づくりに取り組みます。

防犯・交通安全面では、見守りカメラや防犯カメラ、防犯灯・街灯の設置等のハード面の整備に加え、地域住民による見守り活動や防犯パトロール活動への支援を行い、犯罪を未然に防ぐ地域の目を養います。また、「再犯防止推進計画」に基づき、罪を犯した人が地域で孤立せず立ち直れるよう、就労支援や居場所づくりを推進します。

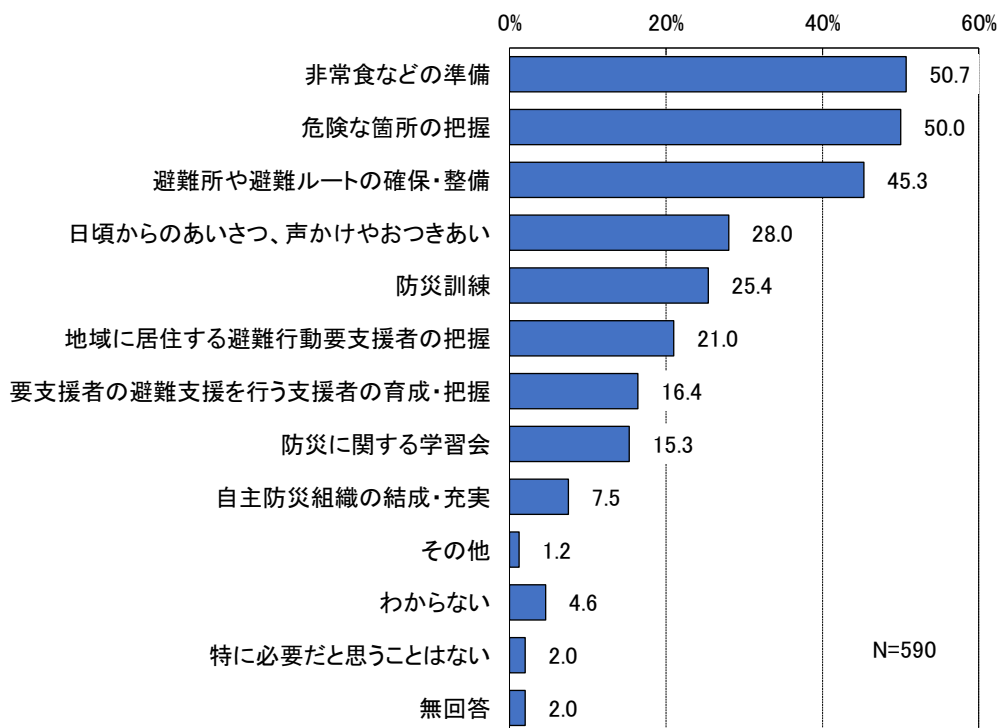
また、ハード面とソフト面の両面からのバリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくりを進めることで、障がいの有無や年齢にかかわらず、また、どのような事情を抱えていても、誰もが安全に安心して生活ができる環境づくりに努めます。

■図 3-9 地震や風水害などの災害に対してどのような備えをしているか



資料：アンケート調査結果

■図 3-10 災害（地震や風水害）への備えとして、地域で早急に必要だと思うこと



資料：アンケート調査結果

## ①町（行政）が住民・事業者の協力を得て取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
1	緊急時・災害時の助け合いの仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災知識の普及啓発</li> <li>・ 災害時の情報伝達手段の整備</li> <li>・ 個別避難計画の作成推進と訓練の実施</li> <li>・ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成支援</li> <li>・ 社会福祉法人の専門性を活かした支援体制の構築と受援体制の検討</li> <li>・ 福祉避難所の受入体制等の整備</li> </ul>
2	防犯・再犯防止活動の推進（再犯防止推進計画）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯意識向上の推進</li> <li>・ 防犯情報の共有・提供</li> <li>・ 再犯防止に関する啓発活動の推進</li> <li>・ 更生保護に携わる団体の支援と関係機関との連携強化</li> <li>・ 「社会を明るくする運動」※の推進</li> <li>・ 薬物乱用防止対策の推進</li> </ul>
3	バリアフリーのまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進</li> <li>・ 福祉のまちづくり条例（兵庫県）の推進</li> </ul>

※社会を明るくする運動とは

犯罪や非行の防止と犯罪をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。

## ②地域住民・住民団体（当事者組織含む）にお願いしたいこと

- ・ 災害時に支援が必要な人（避難行動要支援者）の把握や、誰が支援するかを決める「個別避難計画」の作成にできる範囲で協力しましょう。
- ・ 「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持ち、防犯パトロールや子どもの見守り活動に参加しましょう。
- ・ 罪を犯した人の立ち直りや社会復帰について理解を深め、孤立させず地域の一員として受け入れましょう。
- ・ 駐車や駐輪をしている車両が、杖や車いす、ベビーカー等を利用する人にとって移動の妨げとならないように配慮しましょう。

### ③福祉事業者、専門職等をお願いしたいこと

---

- 災害発生時に、地域の要配慮者を受け入れる「福祉避難所」としての体制整備や訓練に取り組みましょう。
- 大規模災害時における外部からの支援の受け入れ体制(受援体制)の構築に協力するとともに、他市町村が被災した際には、施設間のネットワークを活かして広域的な相互支援に協力しましょう。
- 業務中の移動時などを活用し、防犯の視点を持って地域の安全パトロールや高齢者の見守りに協力しましょう。
- 協力雇用主となるなど、罪を犯した人の就労支援や居場所の提供に協力しましょう。

#### 再犯防止活動の推進(再犯防止推進計画)

安全・安心な暮らしを実現するためには、本来、犯罪や非行のない地域社会を実現することが理想です。しかし、日本における刑法犯の認知件数は減少傾向にあるものの、検挙人員に占める再犯者の数は増加し続け、約半数に達しています。このことは、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰が困難な状況を示していますが、安全・安心な暮らしを実現するためには、犯罪や非行をした人の更生について理解を深め、こうした人たちが再び社会を構成する一員となることを支援していくことが求められます。

また、犯罪や非行をした人の中には、社会生活がうまくいかず、生活困窮などに陥り再犯に至ったり、薬物に依存したりする人もあるため、対策が求められています。犯罪や非行をした人を社会から排除し孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる地域共生社会にするため、住民への広報・啓発とともに、支援体制づくりを推進します。

## 第 4 章

### 計画の実現のために

---



## 1 計画内容の周知

住民一人ひとりが地域におけるふれあいや支え合いの重要性、地域福祉の重要性への理解を深め、本計画に掲げる取り組みを実践・継続していけるよう、広報紙やホームページなどで計画内容を公表し、広報・啓発に努め、住民への周知を図ります。

## 2 計画の推進体制

地域福祉課及び関係課において今後の体制構築のための協議や計画の進捗管理を行い、計画を推進していきます。また、協議した内容等は地域福祉計画策定委員会へ報告し、意見を伺い、よりよい計画となるよう努めます。

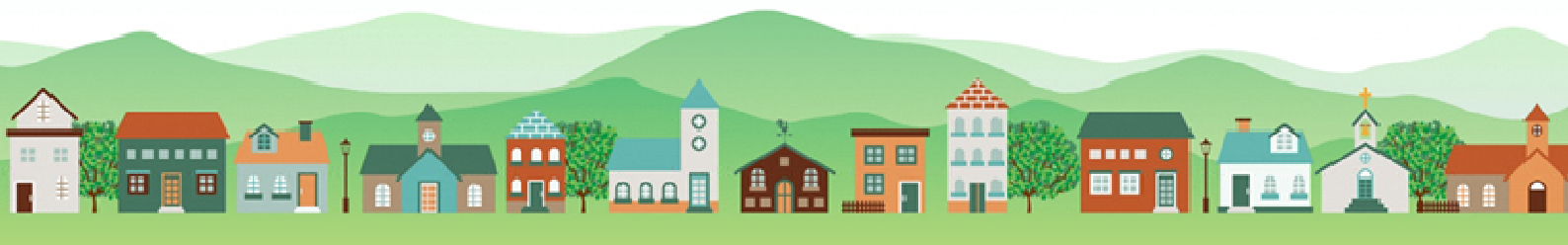
## 3 関係機関等との連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくり等、多岐にわたっているため、これら庁内関係各部門が、健康福祉事務所、警察、医師会等との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、町と地域福祉推進の中心的な担い手である社会福祉協議会とが、既に地域で様々な活動をしている自治会、民生委員・児童委員、福祉事業者、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、シニアクラブ、その他各種団体とも連携、協働を図りながら、地域福祉の推進に努めます。

## 4 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、地域福祉課を事務局として、定期的に進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、必要に応じて各種施策の見直しを図っていきます。



## 第 5 章

### 地域を取り巻く稲美町の現状

---



# 1 人口の動向

## (1) 人口構造と人口動態

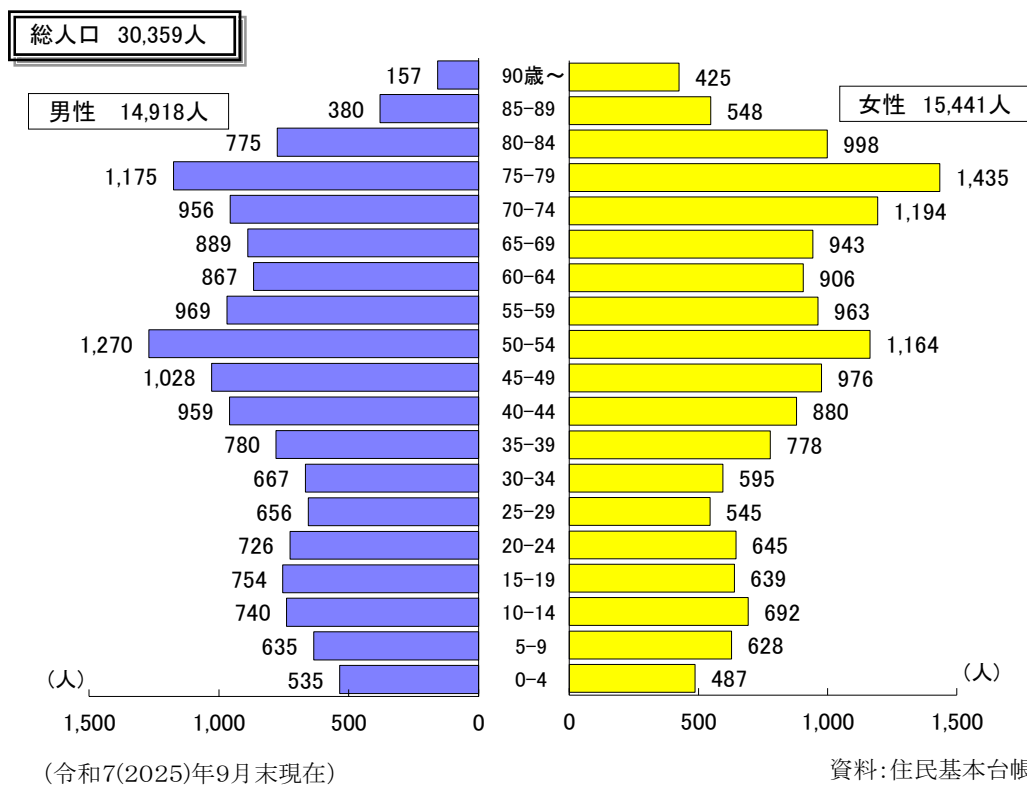
本町の人口は、令和7(2025)年9月末現在で、男性14,918人、女性15,441人、合計30,359人となっています。

年齢階層別にみると、いわゆる団塊の世代が含まれる70歳代後半が最も多く、そのジュニア世代である50歳代前半の人口がそれに次いで多くなっており、国と同じ2つのピークがある「つぼ型」の人口ピラミッドとなっています。

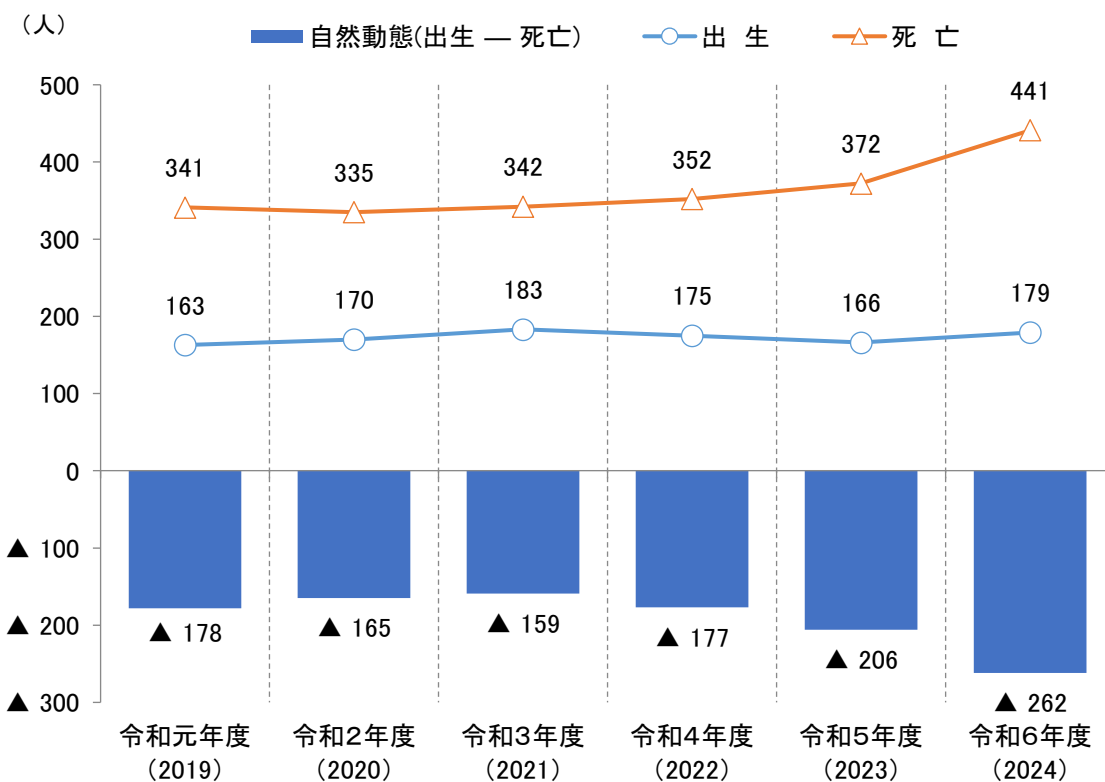
今後、70歳代前半の階層が順次後期高齢期に達することから、後期高齢者(75歳以上)はさらに増加し、要援護高齢者の増加も見込まれます。

また、既に10歳以下の人口がそれよりも上の世代と比較して減少しており、人口の自然動態も減少が続いています(次ページ参照)。今後、子育て世代となる20歳代の人口も少なくなっていることから、少子化の加速が懸念されます。

### ■人口ピラミッド

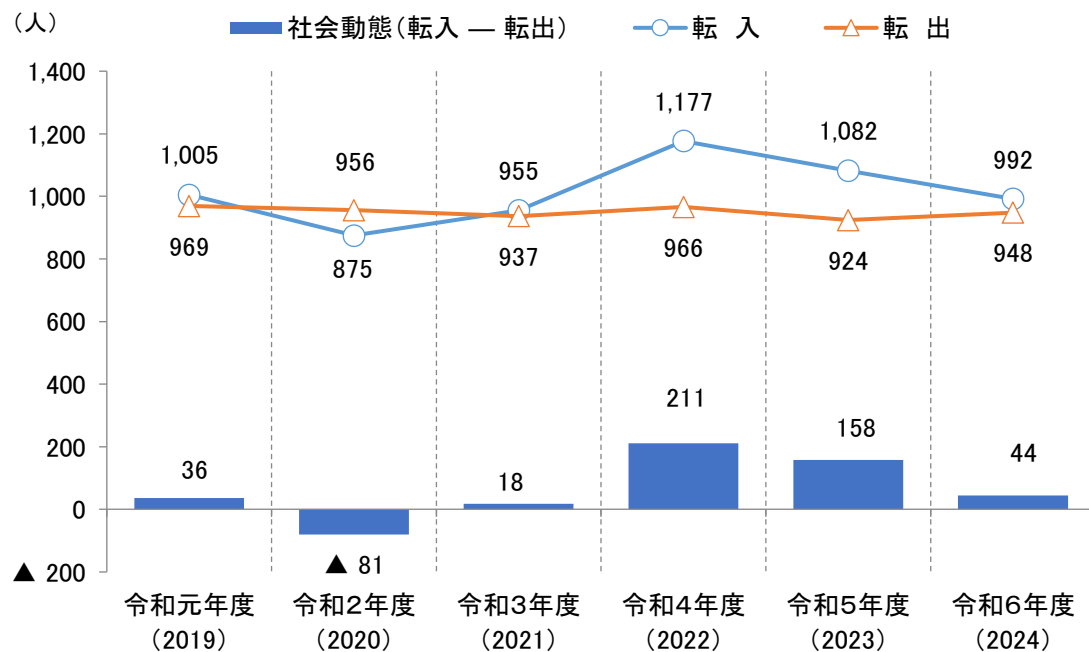


■自然動態



資料:住民基本台帳

■社会動態



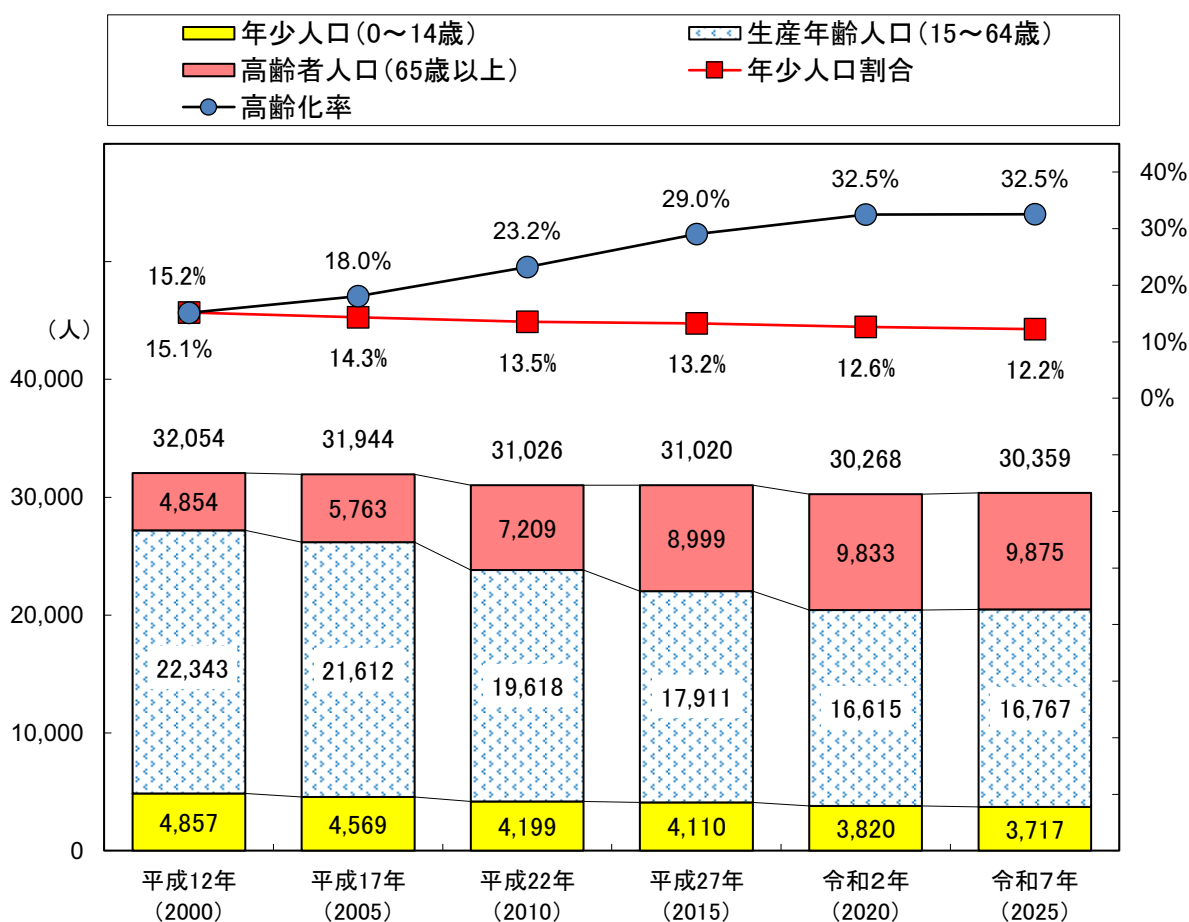
資料:住民基本台帳

(2) 年齢3区分人口と高齢化率の推移

令和2(2020)年までの国勢調査における本町の総人口はゆるやかな減少傾向で推移しています。年齢3区分別にみると、65歳以上の高齢者人口が増加を続ける一方で、15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少を続けています。これに伴い高齢化率も上昇しており、令和2(2020)年の高齢化率は32.5%と、住民のほぼ3人に1人が高齢者という状況になっています。

なお、令和7(2025)年の住民基本台帳人口における高齢化率も32.5%、年少人口割合は12.2%となっています。

■年齢3区分人口の推移



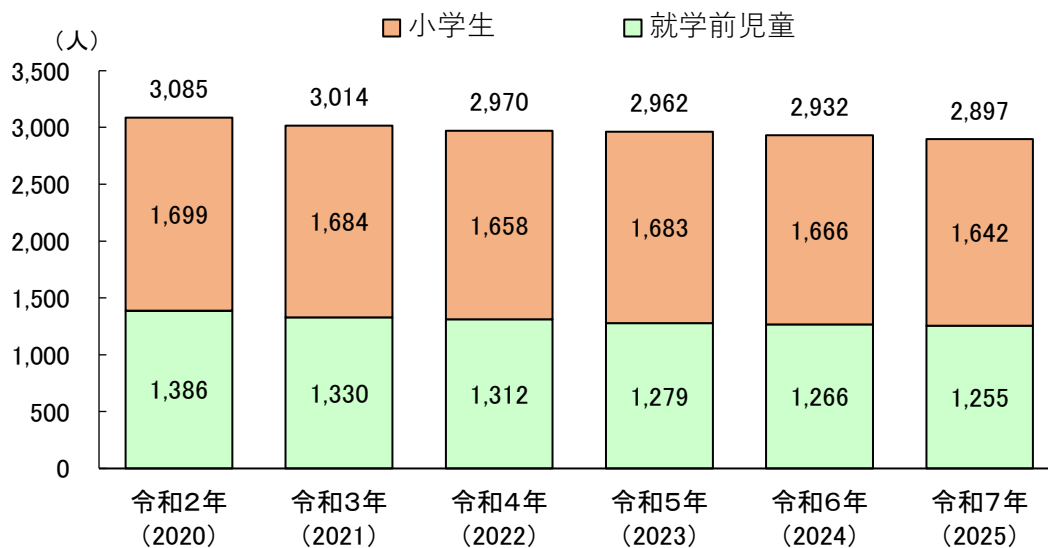
(各年10月1日現在)

資料：国勢調査 (令和7(2025)年は住民基本台帳)

### (3) 小学生以下の児童数の推移

小学生以下の児童数はゆるやかな減少傾向にあります。

#### ■小学生以下の児童数の推移

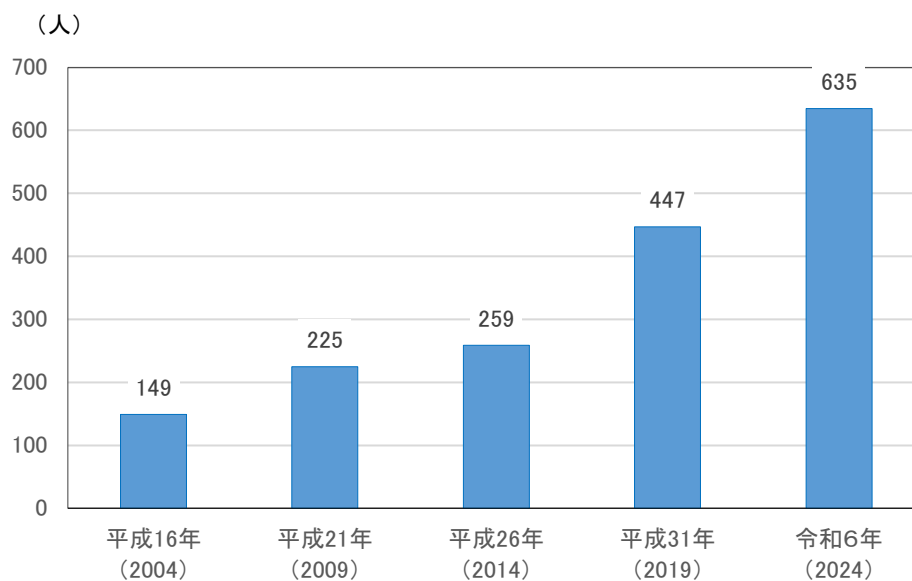


資料：学校基本統計（各年5月1日現在）

### (4) 外国人人口の推移

外国人人口は増加傾向にあり、令和6(2024)年1月1日現在、635人となっています。

#### ■外国人人口の推移



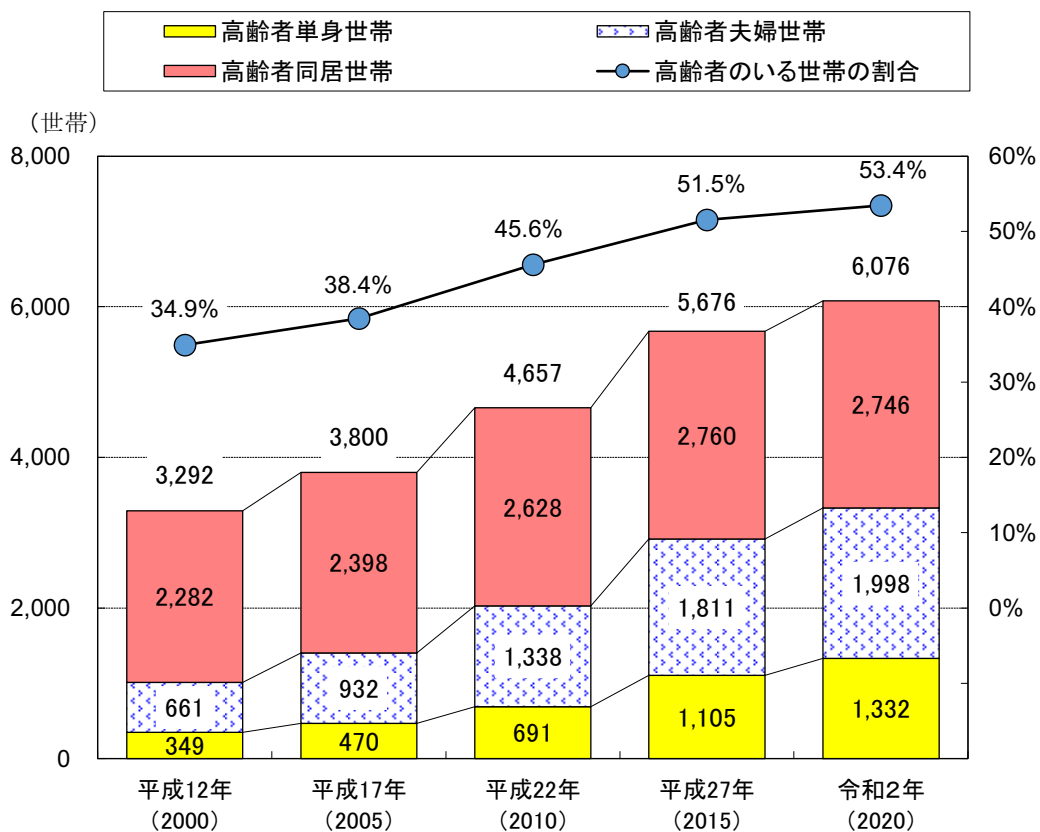
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

## 2 高齢者のいる世帯の状況

高齢化の進展に伴い、高齢者のいる世帯数も増加の一途をたどっており、令和2(2020)年10月1日時点において、高齢者のいる世帯数は6,076世帯で、総世帯数(11,370世帯)に占める割合は53.4%となっています。

また、平成12(2000)年から令和2(2020)年までの20年間の推移を見ると、高齢者のいる世帯のうち、高齢者単身世帯数は349世帯(10.6%)から1,332世帯(21.9%)へ、高齢者夫婦世帯数は661世帯(20.1%)から1,998世帯(32.9%)へと増加しています。

### ■高齢者のいる世帯の状況の推移



(各年10月1日現在)

資料：国勢調査

### 3 要援護者の状況

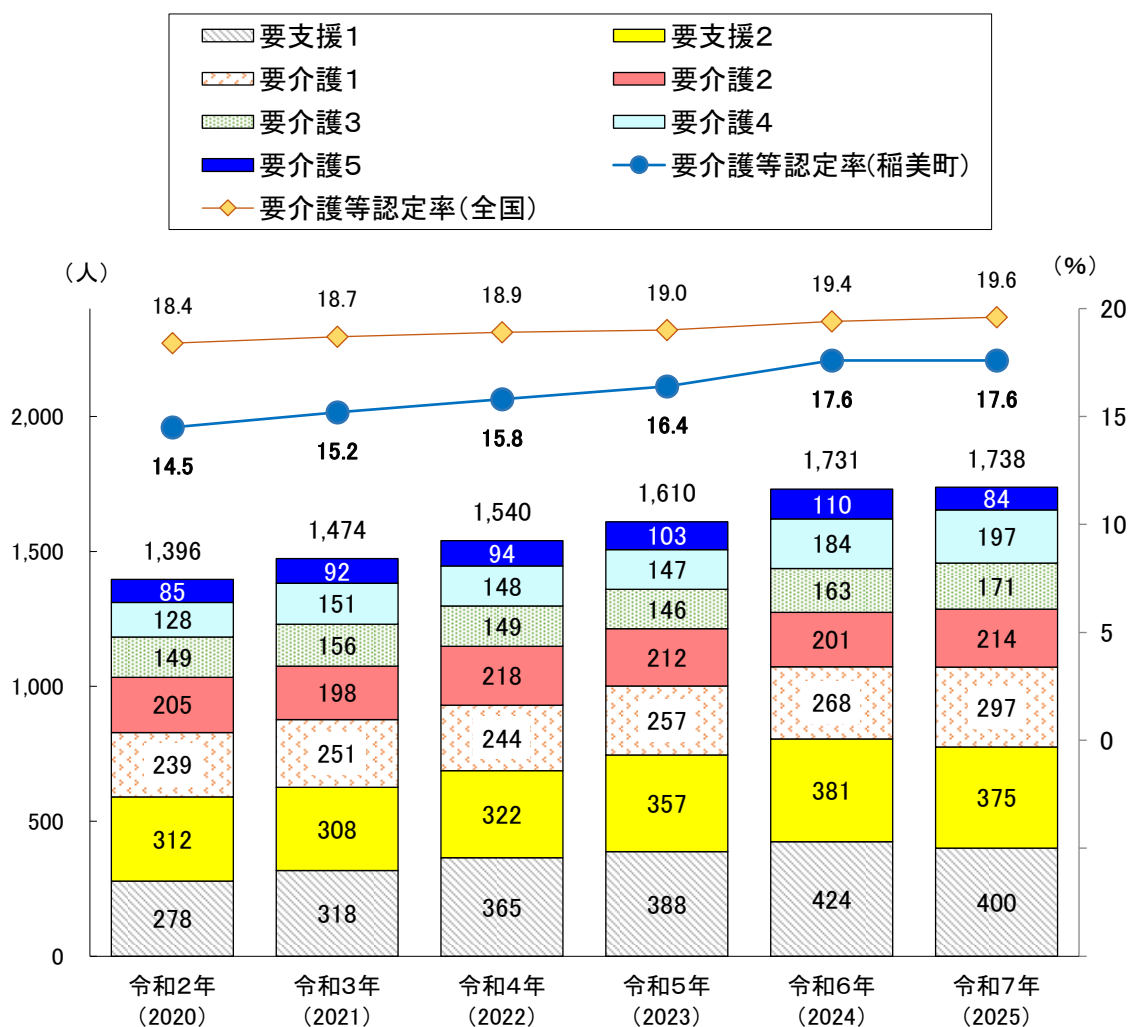
#### (1) 要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移

本町の要介護等認定者数は、令和2年以降、一貫して増加傾向にあり、65歳以上の要介護等認定者数は、令和7(2025)年3月末において1,738人、要介護等認定率は17.6%となっています。

要介護等認定率は、全国平均と比べると低い値で推移していますが、認定率の上昇率は全国よりも高く、その差が年々縮まる傾向にあります。

本町の人口構造から見ると、今後も後期高齢者が増加し、要介護等認定者数の増加と要介護等認定率の上昇が見込まれます。

#### ■要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移



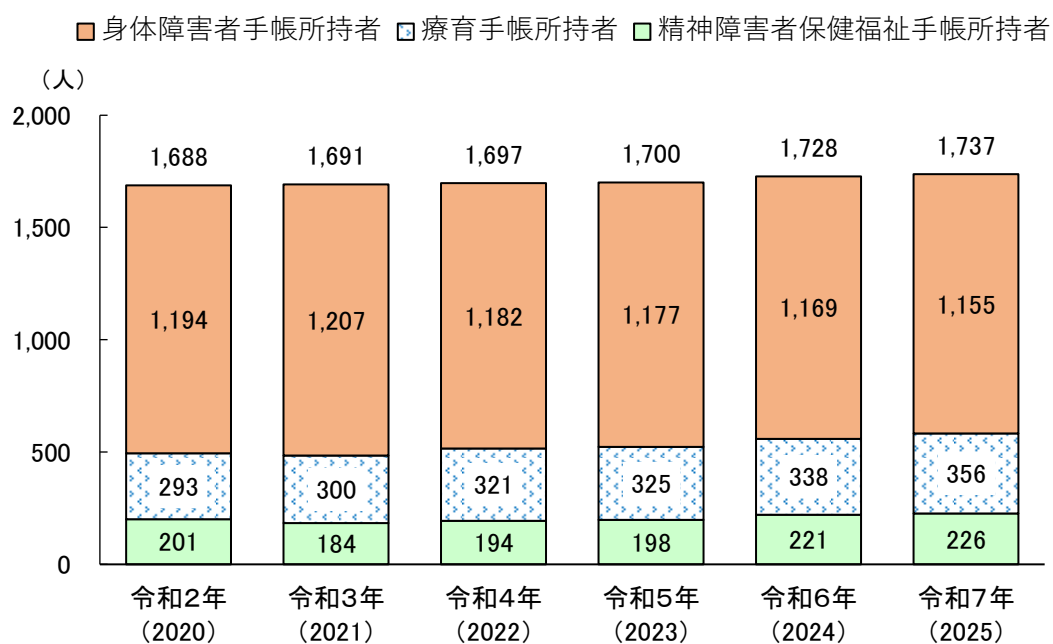
※65歳以上の要介護等認定者のみ(各年3月末現在) 出典:厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

## (2) 障害者手帳所持者数の推移

令和2(2020)年以降の各種障害者手帳所持者数の推移について、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加傾向にあり、令和7(2025)年の療育手帳所持者は356人、精神障害者保健福祉手帳所持者は226人となっています。

また、手帳を所持していない人であっても、発達障がい者や難病患者等、障害福祉サービスの利用者も要援護者となる場合があります。

## ■障害者手帳所持者数の推移



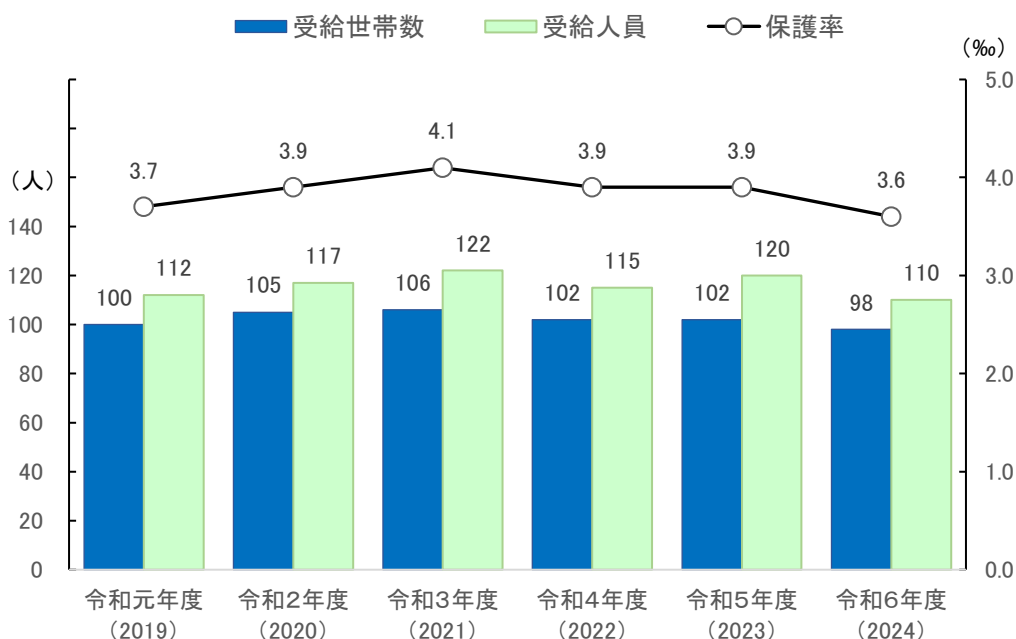
資料：地域福祉課（各年3月末現在）

## 4 生活保護世帯の状況

令和元(2019)年度以降の生活保護受給世帯数は100世帯前後、受給人員は120人前後で推移しており、令和6(2024)年度の生活保護受給世帯数は98世帯、受給人員は110人となっています。

保護率は令和3(2021)年度までは上昇傾向にありましたが、その後低下傾向に転じ、令和6(2024)年度は3.6%となっています。

■生活保護世帯数の推移と保護率の推移



資料：稲美町統計書（各年度末現在）

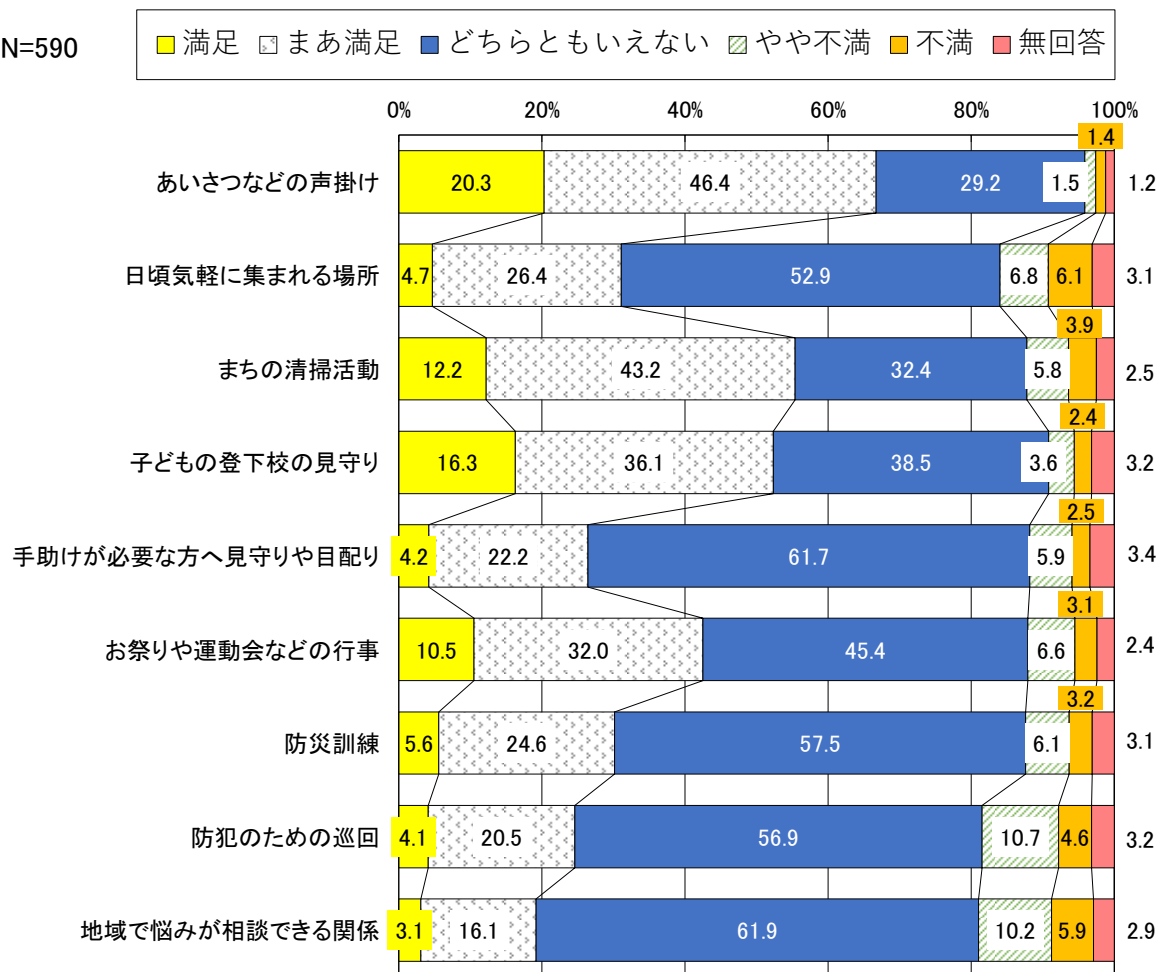
## 5 アンケート調査結果に見る地域の生活課題等

### (1) 地域での満足度

住んでいる地域での満足度について、「満足」または「まあ満足」の割合の合計が最も高かったのは「あいさつなどの声掛け」(66.7%)となっています。一方で最も満足度が低かったのは「地域で悩みが相談できる関係」(19.2%)となっています。

#### ■地域での満足度

N=590



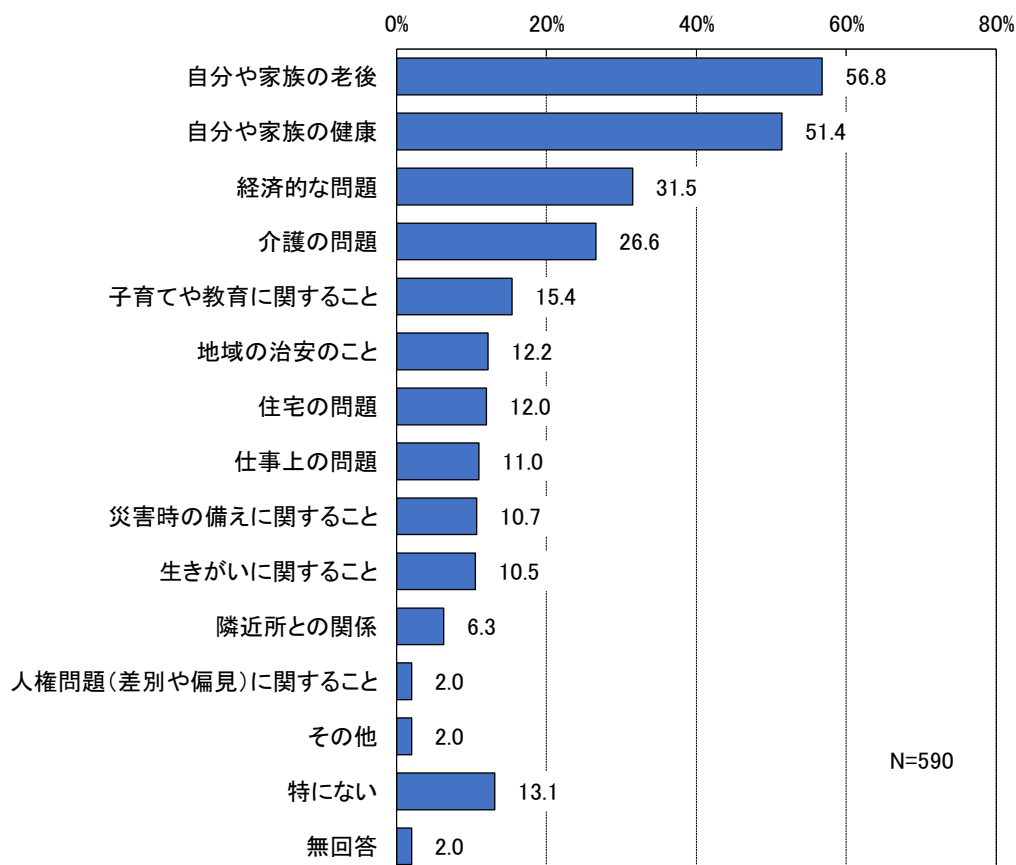
※N = 回答者数

※回答割合は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

(2) 日々の生活において感じている悩みや不安

日々の生活において感じている悩みや不安については、「自分や家族の老後」が56.8%と最も多く、続いて「自分や家族の健康」(51.4%)、「経済的な問題」(31.5%)、「介護の問題」(26.6%)となっています。

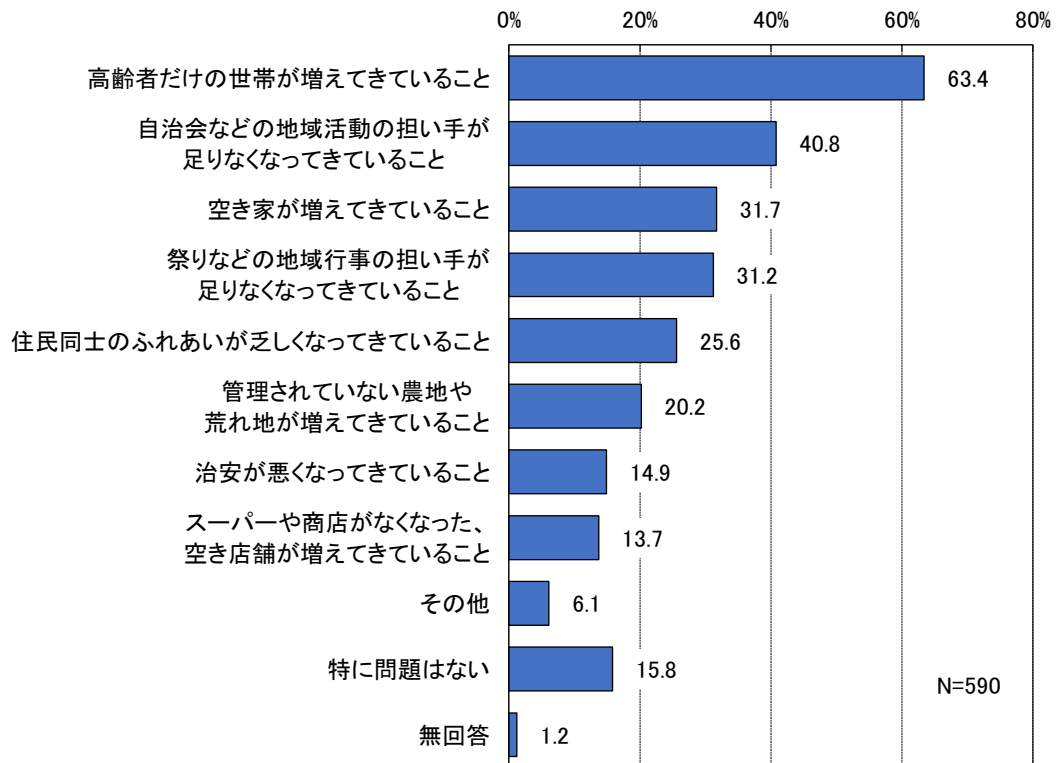
■日々の生活においてどのような悩みや不安を感じているか



## (3) 地域で不安に感じていること

地域で不安に感じていることについては、「高齢者だけの世帯が増えてきていること」が63.4%と最も多く、続いて、「自治会などの地域活動の担い手が足りなくなっていること」(40.8%)、「空き家が増えてきていること」(31.7%)、「祭りなどの地域行事の担い手が足りなくなっていること」(31.2%)となっています。

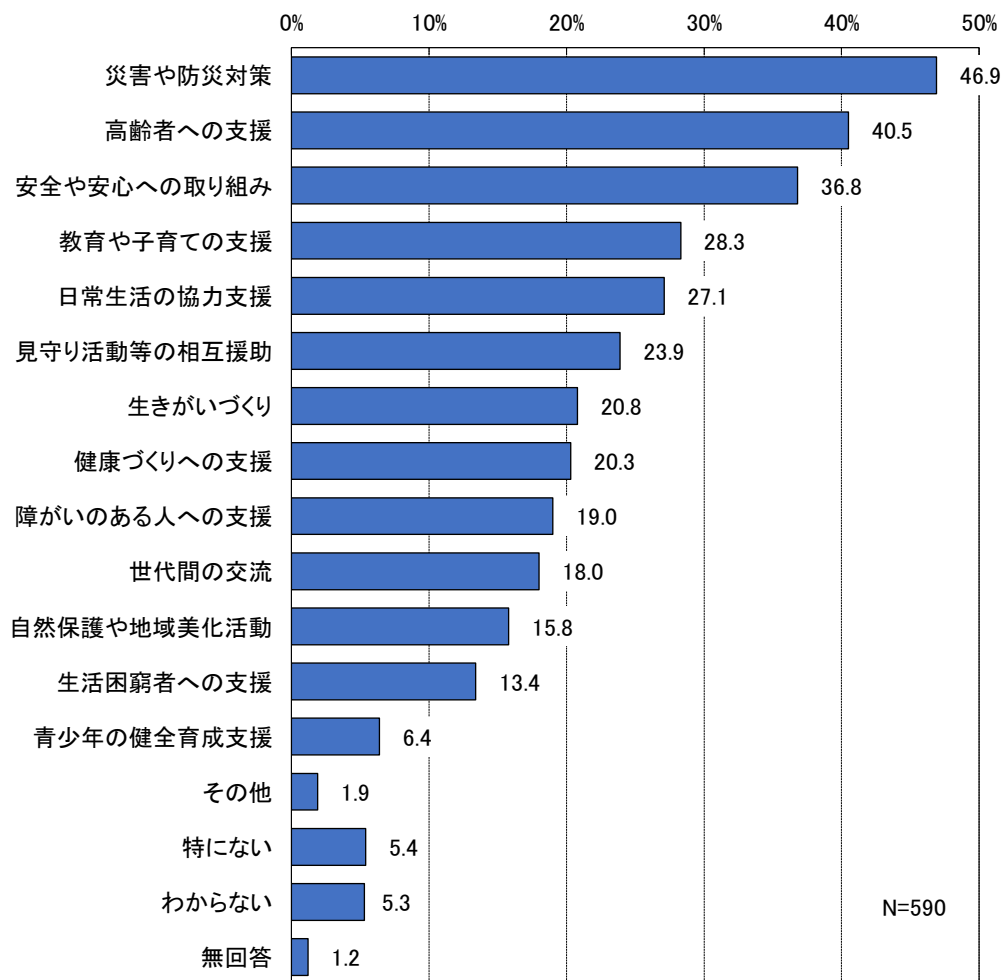
## ■お住まいの地域で、不安に感じていることはあるか



(4) 地域づくりを進めていく上で特に必要だと思う取り組み

地域づくりを進めていく上で、特に必要だと思う取り組みについては、「災害や防災対策」が46.9%と最も多く、続いて、「高齢者への支援」(40.5%)、「安全や安心への取り組み」(36.8%)、「教育や子育ての支援」(28.3%)、「日常生活の協力支援」(27.1%)となっています。

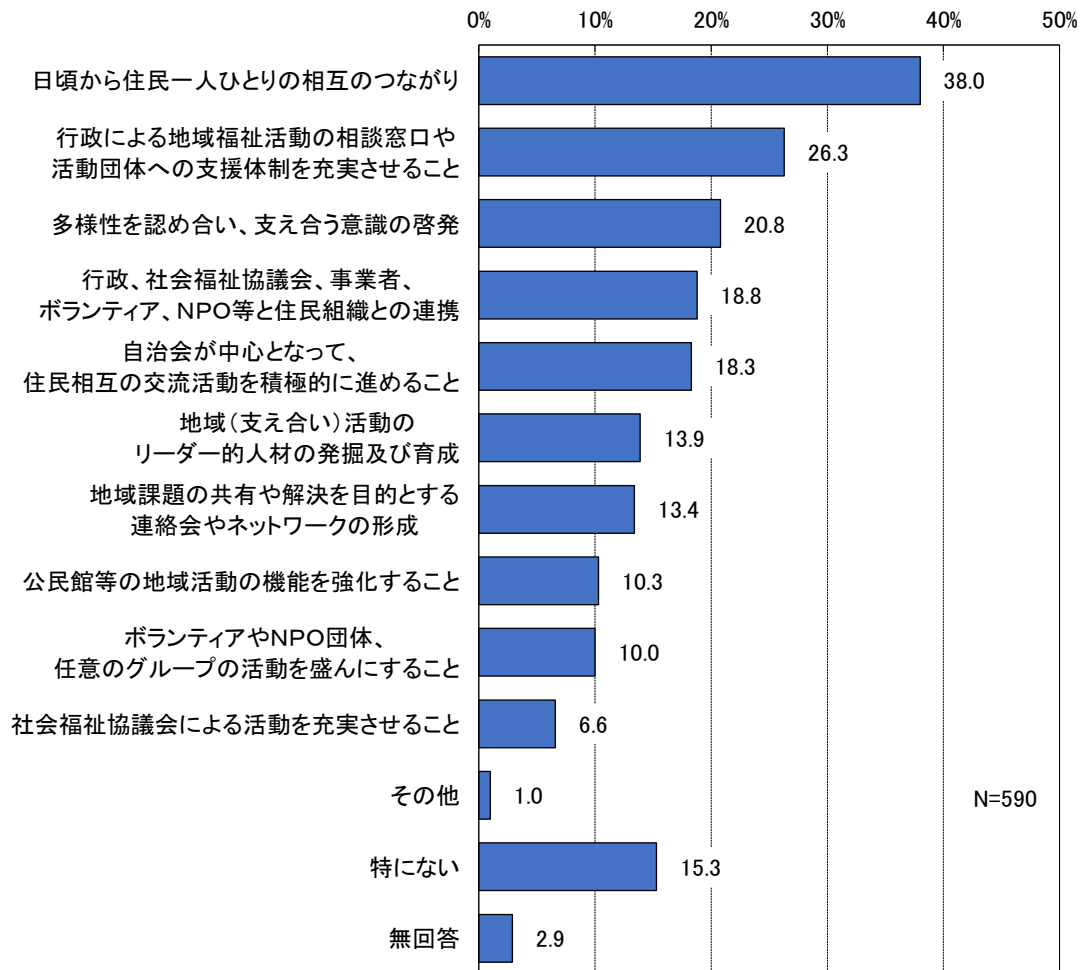
■地域づくりを進めていく上で、どのような取り組みが特に必要だと思うか



(5) 地域での支え合い活動を進めていくために特に必要だと思う取り組み

地域での支え合い活動を進めていくために、特に必要だと思う取り組みについては、「日頃から住民一人ひとりの相互のつながり」が38.0%と最も多く、続いて、「行政による地域福祉活動の相談窓口や活動団体への支援体制を充実させること」が26.3%、「多様性を認め合い、支え合う意識の啓発」が20.8%となっています。

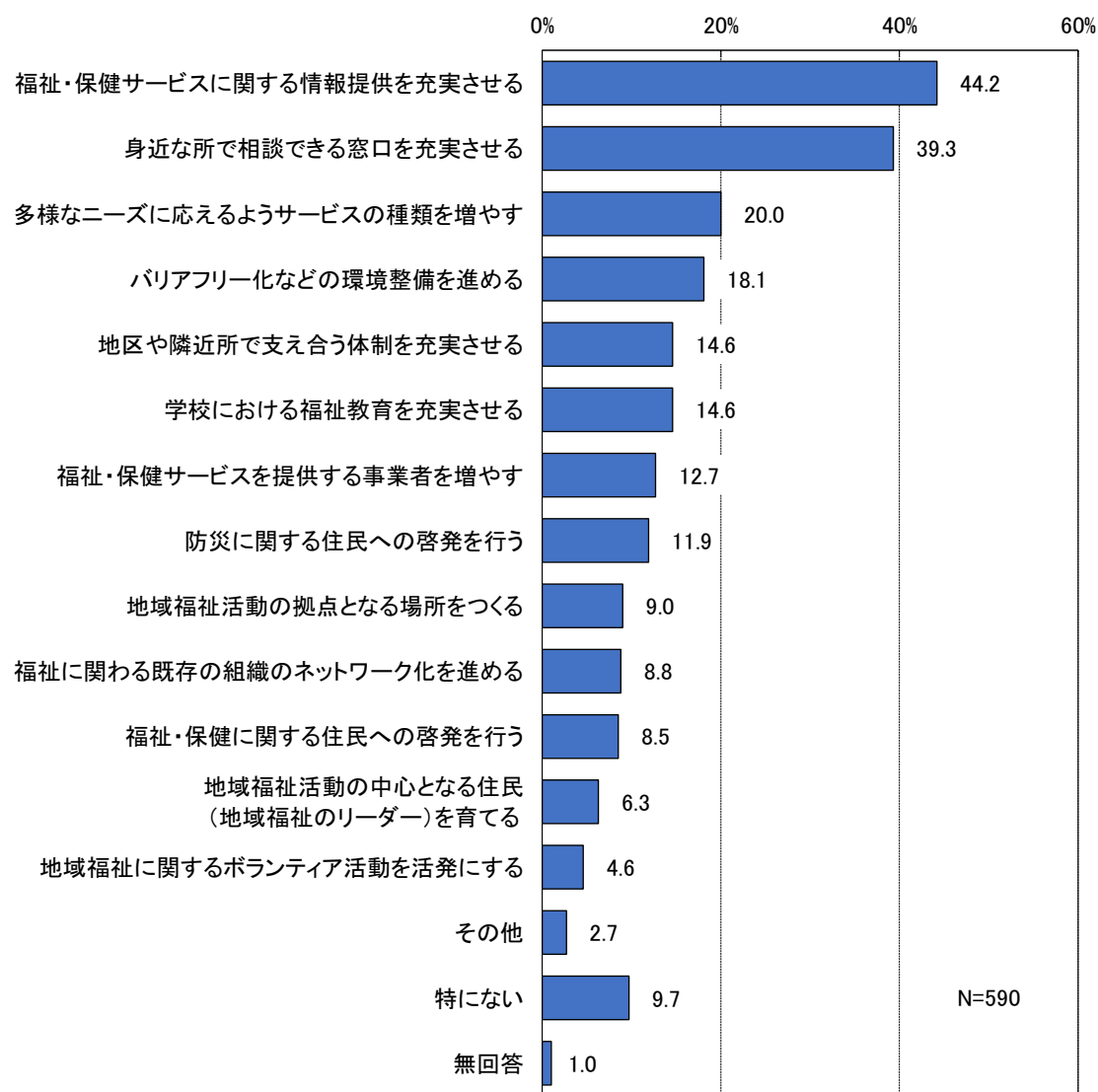
■地域での支え合い活動を進めていくために、どのような取り組みが特に必要だと思うか



(6) 福祉のまちづくりのために優先的に取り組むべき施策

福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきことについては、「福祉・保健サービスに関する情報提供を充実させる」が44.2%と最も多く、続いて「身近な所で相談できる窓口を充実させる」(39.3%)となっています。

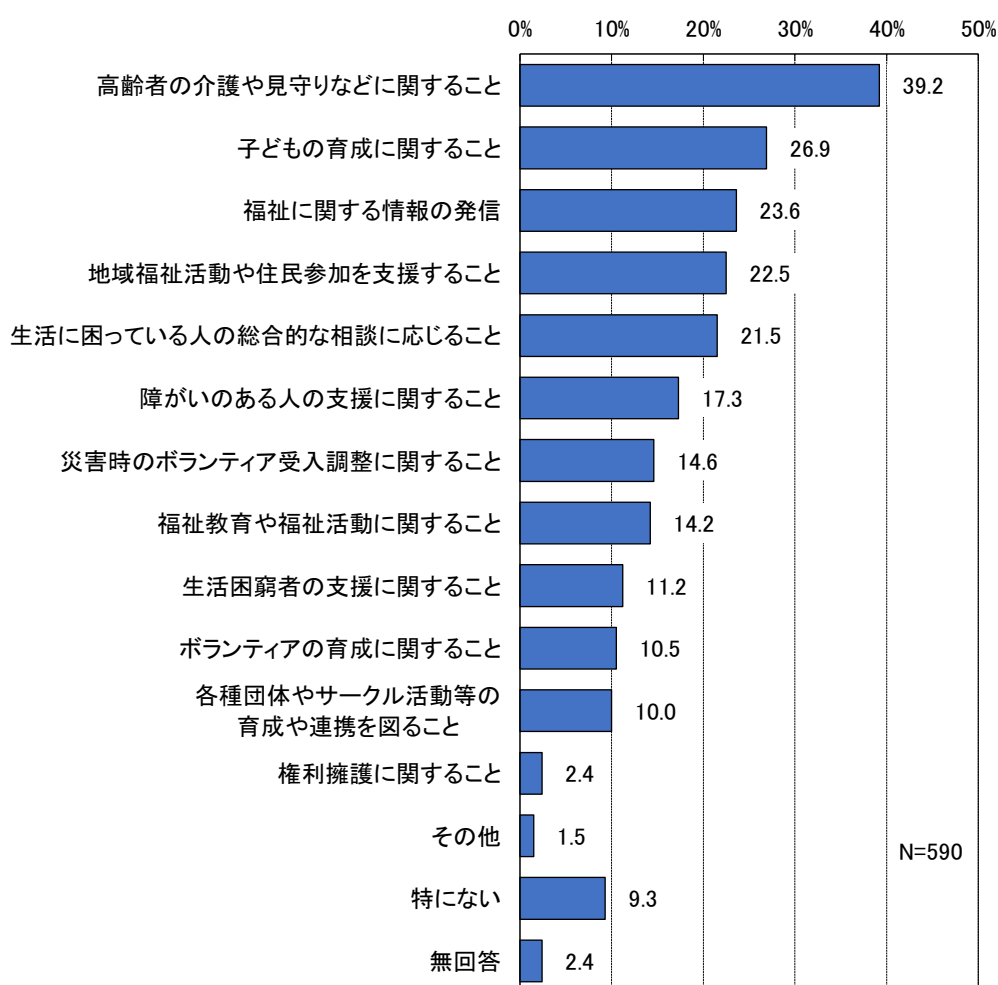
■福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきことはどのようなことか



## (7) 社会福祉協議会の活動として、今後特に必要だと思う活動分野

社会福祉協議会の活動について、今後どの分野での活動が特に必要だと思うかについては、「高齢者の介護や見守りなどに関すること」が39.2%と最も多く、続いて、「子どもの育成に関すること」(26.9%)、「福祉に関する情報の発信」(23.6%)、「地域福祉活動や住民参加を支援すること」(22.5%)、「生活に困っている人の総合的な相談に応じること」(21.5%)となっています。

■社会福祉協議会の活動として、今後どの分野での活動が特に必要だと思うか



## 6 地域からの声に見る地域福祉に関する課題

### (1) 日常的な交流がない（孤立化が進んでいる）

#### ①住民同士の基本的な関係性の希薄化

- ・隣に誰が住んでいるか分からない、顔も名前も知らない世帯が増加している。
- ・あいさつは交わすが、立ち話や個人的な会話に発展することがほとんどない。
- ・コロナ禍を経て人と会う機会が激減し、それ以前にあったわずかなつながりも途絶えてしまった。
- ・共働き世帯など、日中不在の世帯が多く、地域で顔を合わせる時間がない。
- ・「お互い様」の精神が薄れ、気軽に助けを求めたり、手助けを申し出たりすることにはためらいがある。
- ・地域の行事への不参加者が増加し、住民同士の共通の話題や体験を持つ機会が減少している。
- ・井戸端会議のような、自然な情報交換や雑談を交わす場が失われている。

#### ②世代間・属性（性別・居住地域・家族構成・職業など）間の交流の減少

- ・高齢者と若い世代の生活時間帯や関心事が異なり、交流が生まれにくい。
- ・新しく開発された住宅地の住民と、昔からの住民との間に見えない壁があり、交流が乏しい。
- ・アパートの住民は自治会活動に参加しないことが多く、地域から孤立しがちである。
- ・子どもが小学校を卒業すると、親の地域活動への参加が途絶え、地域とのつながりが切れてしまう。
- ・健常者と障がい者が日常的に接する機会がなく、互いへの理解や配慮が育ちにくい。
- ・男性は目的のない集まりに参加しづらく、女性中心の行事などには参加しにくい傾向がある。
- ・子ども同士の交流も、習い事や塾で忙しく、学年を超えた自由な遊びの機会が減っている。
- ・外国人住民が増加しているが、言語や文化の壁から地域コミュニティに参加できていない。

#### ③地域活動の魅力の低下と参加意欲の減退

- ・自治会行事が長年の前例踏襲でマンネリ化しており、参加したいと思える魅力的なものがない。
- ・盆踊りや祭りなどの伝統行事が、担い手不足や準備の負担から縮小・中止されている。

- ・住民の価値観が多様化し、画一的な活動では参加者のニーズに応えきれていない。
- ・「消費者意識」が強く、サービスは受けるが自らが活動を企画・運営する側になろうという意識が低い。
- ・「何かあったらどうするのか」という責任問題への懸念が、新しい活動への挑戦を妨げている。
- ・参加しても特定のグループが内輪で盛り上がっており、新しい人が入りにくい雰囲気がある。
- ・「何もしなくてもよい」「ただいだけでよい」という、気軽に参加できる「ゆるい居場所」が不足している。
- ・活動に参加することでプライベートに踏み込まれることへの抵抗感がある。

#### ④社会参加への心理的・物理的な障壁

- ・障がいのある子どもを持つ親は「周囲に迷惑をかけるのでは」と懸念し、地域の集まりへの参加をためらってしまう。
- ・ひきこもり状態の人は、他人の目が気になり外出すること自体に高いハードルを感じている。
- ・独居高齢者は、体力の低下や移動手段がないことから、地域の活動に参加したくてもできない。
- ・認知症の人やその家族は、症状への無理解や偏見を恐れて社会的に孤立しがちである。
- ・ヤングケアラーは、家庭内のケアに時間を取られ、地域活動に参加する余裕がない。
- ・転入してきたばかりで地域に知人がおらず、一人で活動に参加することに不安を感じる。
- ・過去に地域の集まりで嫌な経験をし、参加することにトラウマを抱えている人がいる。
- ・「自分なんか参加しても…」という自己肯定感の低さから、一歩を踏み出せない人がいる。

## (2) 地域活動の担い手不足

### ①自治会役員や活動の負担感と高齢化

- ・自治会役員のなり手がなく、役員が70代・80代中心となり、心身の負担が限界に達している。
- ・「溝掃除が大変」「行事が多すぎる」など、地域の昔からの活動が現代の住民にとって負担が大きい。
- ・役員になると責任が重く、トラブルに巻き込まれるリスクを恐れて誰もやりたがらない。
- ・若い世代は仕事や家庭で忙しく、時間的・精神的な余裕がない。

- ・団体等の役員を一度引き受けると、次のなり手が見つからず、辞められないのではという不安がある。
- ・熱心なリーダーが引退した後、活動のノウハウや人脈が引き継がれない。
- ・役員の固定化により、新しい意見やアイデアが反映されにくく、組織が硬直化している。
- ・自治会活動が「ボランティア」ではなく「義務」として捉えられており、楽しさややりがいを感じにくい。
- ・共働き世帯が増加し、平日の昼間に行われる会合などに対応できない。

#### ② ボランティア活動の担い手不足と育成の課題

- ・専門性が求められる活動の担い手が特に不足している。
- ・ボランティア養成講座を開催しても、実際の活動登録まで結びつかないことが多い。
- ・活動先の紹介やマッチングの仕組みが不十分で、活動したい人と必要としている人がうまく繋がっていない。
- ・活動中の事故などへの不安があり、安心して活動できる保障(ボランティア保険の周知など)が不十分である。
- ・既存のボランティアグループが高齢化し、新しいメンバーが入りにくい雰囲気になっている。
- ・地域の課題解決よりも、自己のスキルアップを目的とする講座受講者が多く、活動への接続が弱い。

#### ③ 活動の魅力やインセンティブ（動機付け）不足と参加形態のミスマッチ

- ・「やらされている感」が強く、活動自体に楽しさややりがいを感じられない。
- ・活動に参加することで自分にどのようなメリットがあるのかが見えにくい。
- ・活動の成果が見えにくく、地域への貢献を実感しにくい。

#### ④ 次世代への継承と若年層の参加促進の難しさ

- ・若い世代は自治会活動を「面倒」「時代遅れ」と感じており、関心が低い。
- ・子どもが地域活動に参加する機会が減り、親世代も地域との接点を失っている。
- ・高齢の役員が全ての業務を抱え込み、若い世代に役割や権限を委譲できていない。
- ・活動のノウハウがマニュアル化されておらず、口伝での引き継ぎが困難になっている。
- ・若い世代が意見を言っても、年長者の意見が優先され、反映されないことがある。
- ・地域の将来像を若い世代と共に考える機会がなく、当事者意識が育たない。
- ・SNSなど、若い世代が使い慣れたツールでの情報発信が不足している。
- ・地域の伝統や文化を若い世代に伝える機会が失われている。

## ⑤組織運営と活動基盤の脆弱性

- ・助成金頼みの運営が多く、財政基盤が脆弱な団体が多い。
- ・NPO法人など、地域活動を担う団体の運営ノウハウ(会計、法務など)が不足している。
- ・複数の団体が類似の活動を個別に行っており、連携による効率化が図れていない。
- ・活動の企画・運営を少数の中心メンバーに依存しており、その人がいなくなると活動が停滞する。
- ・組織への新たな参加者の受け入れなど後任を育成できる体制が整っていない。
- ・活動に関する広報が不十分で、地域住民に活動内容が知られていない。

## (3) 相談先がない、わからない(支援者につながらない)

## ①相談窓口の認知度・アクセシビリティ(利用のしやすさ・便利さ)の課題

- ・役場の窓口は分野ごとに細分化されており、自分の問題がどの課の管轄なのか判断が難しい。
- ・相談窓口の受付時間が平日の日中に限られており、働いている世代が相談しにくい。
- ・「こんなことで相談していいのか」と遠慮してしまい、深刻化するまで誰にも話せない。
- ・相談には予約が必要な場合が多く、緊急の困りごとに対応してもらえないことがある。
- ・精神的な不調やひきこもりの問題について、気軽に相談できる専門的な窓口が地域にない。

## ②制度の複雑性と情報格差

- ・福祉制度の名称が専門的で難しく、自分に関係のある制度なのかが理解できない。
- ・支援を受けるための条件(所得制限など)が厳しく、制度の狭間に落ちてしまう人がいる。
- ・情報は広報紙や回覧板が主で、若い世代やアパート住民など、それらを見ない層には届かない。
- ・デジタル化が進む一方で、PCやスマホを使えない高齢者などが情報から取り残されている。
- ・制度改正が頻繁に行われるが、その情報が末端の住民まで十分に伝わっていない。
- ・本当に困っている人ほど、情報を得るための精神的・時間的余裕がない。
- ・口コミでしか得られない有益な情報があり、地域でのつながりが薄い人は不利になる。

## ③支援機関間の連携不足と行政の縦割り

- ・行政、社会福祉協議会、民生委員、地域包括支援センターなどの機関が個別に動いており、情報共有や連携が不十分である。

- ・自治会長と民生委員の連携不足。
- ・学校(教育委員会)と福祉機関(福祉関連部局)の連携強化、不登校や障がいのある子どもの支援体制の強化を行う必要がある。
- ・医療機関と福祉機関の連携が不足しており、退院後の生活支援がスムーズに行われない。
- ・警察が対応した事案(認知症の徘徊など)が、その後の福祉的な支援に結びついていないケースがあるのではないか。
- ・各機関がそれぞれの守秘義務を理由に、必要な情報共有をためらうことがある。
- ・支援者同士が顔の見える関係を築けておらず、気軽に相談・連携できる土壌がない。

#### ④潜在的ニーズの把握とアウトリーチの困難さ

- ・「助けて」と声を上げられない人が、社会から見えなくなり、孤立を深めている。
- ・自治会に入っていない人にどこまで対応すべきか迷う。
- ・ごみ屋敷やセルフネグレクトなど、外部からの介入を拒否するケースへの対応が困難である。
- ・支援者側にも、積極的に家庭訪問する(アウトリーチ)ための人材や時間が不足している。

#### ⑤相談をすることへの心理的な障壁と信頼関係の構築の難しさ

- ・「他人に迷惑をかけたくない」「家の恥をさらしたくない」という意識が強く、相談をためらわせる。
- ・認知症や精神障がいへの偏見から、本人や家族が病状を隠し、支援を拒否することがある。
- ・プライバシーが守られるか不安で、相談した内容が近所に知られることを恐れている。
- ・男性は特に弱みを見せることに抵抗があり、相談につながりにくい傾向がある。

#### ⑥制度や行政に対する不信感と安心感の揺らぎ

- ・社会保障制度全般(年金、医療、介護)の将来性に不安を感じている。
- ・福祉サービスを利用する際の費用負担が重く、経済的な安心感が得られない。
- ・専門職に相談しても、マニュアルどおりの対応しかされず、個別の事情を理解してもらえないと感じることがある。

#### (4) 災害対応に関する不安

##### ①災害時における要援護者等に関する不安

- ・災害時の情報伝達手段が限られており、障がいのある人や外国人へ情報が届かない恐れがある。
- ・避難行動要支援者名簿の登録を本人が希望しない場合があり、支援を必要とする人の把握が困難である。

##### ②緊急時セーフティネットの欠如と将来への不安

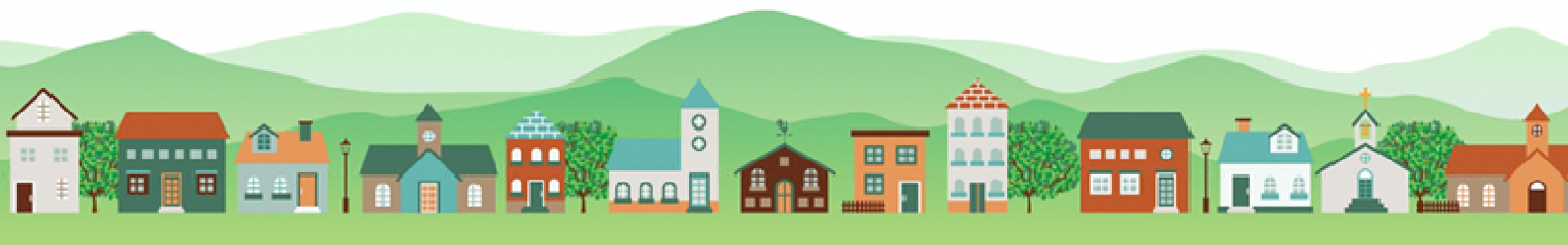
- ・重度の障がい児・者を、家族の急病などの緊急時に預けられる場所が地域にない。
- ・「親亡き後」の子どもの生活を支えるグループホームなどの社会資源が絶対的に不足している。
- ・介護が必要になった時に入所できる施設(特に特養)が足りず、将来に不安を感じる。
- ・「老々介護」世帯が増加し、共倒れのリスクが高まっている。
- ・独居高齢者が自宅で倒れた際に早期に発見されるか不安である。
- ・家族と離れて暮らしているため、緊急時に頼れる人が身近にいない。

##### ③地域の防災意識と備えの不足

- ・「稲美町は災害が少ない」という根強い考えが、住民の防災意識の低さにつながっている。
- ・災害時に助け合うための近所づきあいが希薄になっている。
- ・地域の危険箇所(ブロック塀、狭い道路など)の把握や情報共有ができていない。
- ・災害に関する情報(ハザードマップなど)が住民に十分に周知されていない。
- ・ペットの同行避難に関するルールや準備ができていない。

##### ④防犯・生活安全への日常的な不安

- ・夜道が暗く、街灯が少ないため、女性や子どもが不安を感じる場所がある。
- ・交通量が多いにも関わらず歩道が整備されていない危険な道路がある。
- ・高齢者の運転による交通事故への不安がある。
- ・不審者情報が地域内で迅速に共有される仕組みが不十分である。
- ・子どもの登下校時の見守り活動の担い手が不足している。



## 資料編





## 1 計画の策定経過

日程	協議事項
令和6(2024)年 10月4日 第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第1期地域福祉計画の取り組み(R3~R5)について</li> <li>(2) 第2期地域福祉計画の策定方針について</li> <li>(3) 今後のスケジュールについて</li> <li>(4) アンケート調査の実施について</li> <li>(5) その他</li> </ul>
令和7(2025)年 5月30日 第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) アンケート調査の概要について</li> <li>(2) 稲美町における現状と課題について</li> <li>(3) その他</li> </ul>
令和7(2025)年 9月26日 第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 稲美町の地域福祉に関する諸課題等について (グループ討議)</li> <li>(2) その他</li> </ul>
令和7(2025)年 12月19日 第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 計画の体系(案)について</li> <li>(2) その他</li> </ul>
令和8(2026)年 2月20日 第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) パブリックコメントの結果について</li> <li>(2) 第2期稲美町地域福祉計画(案)について</li> </ul>

## 2 稲美町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	団 体 名
学識経験者	小 林 茂	兵庫大学
	大 西 康 文	加古川医師会
保健又は福祉関係者	中 谷 範 之	稲美町社会福祉協議会
	田 中 まさゑ (~令和7(2025)年11月30日)	稲美町民生委員児童委員協議会
	辻 元 久 一 (令和7(2025)年12月1日~)	
	吉 田 敏 昭	稲美町身体障害者福祉協議会
	田 中 由希子	手をつなぐ育成会
	松 本 崇	日の出福祉会
	西 村 百 美 (~令和7(2025)年3月31日)	児童家庭支援センター 虹の丘
	藤 本 政 則 (令和7(2025)年4月1日~)	
石 塚 栄 美	生涯学習サポート兵庫	
住民の代表者	桃 宇 吉 高	稲美町自治会長会
	大 村 哲 郎 (~令和7(2025)年4月23日)	稲美町シニアクラブ連合会
	吉 岡 敏 子 (令和7(2025)年4月24日~)	
公募委員	増 本 仁 美	
行政関係者	杉 浦 裕加里	東播磨県民局加古川健康福祉事務所

### 3 稲美町地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和元年5月14日

要綱第1号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく稲美町地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定又は改定に関する検討等を行うため、稲美町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定又は改定に関すること。
- (2) その他計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健又は福祉関係者
- (3) 住民の代表者
- (4) 行政関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定又は改定の終了をもって満了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって開催する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会議において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明及び意見等を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 委員の委嘱後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

## 4 用語集

### あ行

---

#### ■アウトリーチ

直訳すると、「外に手を伸ばす」ことを意味する。福祉分野では、「支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス」のことを言う。

### か行

---

#### ■協議体

住民みんなが暮らしやすい地域にするために、どんな仕組みや助け合いがあれば暮らしやすいのか、住民が主体となって地域の情報を共有し、話し合いをする場。生活支援コーディネーターが、生活支援の担い手養成・発掘及び地域資源の開発やそのネットワーク化等、協議体運営の推進役を担っている。

#### ■ゲートキーパー

自殺対策の対応から考えられた役割。悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげる人。特別な資格や研修は必要なく、誰でもなることができる。

#### ■権利擁護

人として当然持っている権利が守られ、尊重され、実現できるように支えること。知的障がい、精神障がい、認知機能の低下などのために判断能力が十分でない人のために、代理人が福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理及び書類の管理など権利の主張や自己決定をサポートしたり守ったりすること。

#### ■権利擁護支援の地域連携ネットワーク

地域において権利擁護支援が必要な人を把握するとともに、その支援体制を構築するため、保健・医療・福祉の連携に司法も含めた仕組みとして、「権利擁護支援チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素としたネットワーク。

#### ■個別支援計画(避難行動要支援者個別支援計画)

一人で避難することが困難な要援護者に対して、事前に避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画を策定し、迅速に避難できるようにするための計画。

### さ行

---

#### ■再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)

平成28(2016)年に施行された、犯罪や非行をした人が、再び犯罪などを行わないよう、国と地方公共団体の責務、施策の基本となる内容を定めた法律。

犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰を促進することによって、犯罪を防止し、国民が安全で安心して暮らせる社会を実現することを目的としている。法律では、犯罪や非行をした人は仕事や住まいがない場合が多いこと、高齢者や障がい者であれば福祉サービスの調整が必要であること、薬物依存などの場合は専門的な治療が必要であることなどを前提として、国の施策を明記している。

## ■再犯防止推進計画

再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)に基づいて策定される、再犯を防止するための具体的な施策や方針を定めた計画。

国においては、令和5(2023)年3月に第一次計画の内容を発展させた第二次再犯防止推進計画が閣議決定されている。

地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施することを責務とし(同法第4条)、国の再犯防止推進計画を勘案した地方再犯防止推進計画を策定することが努力義務とされている(同法第8条)。

## ■社会福祉協議会

社会福祉法に基づき全国の都道府県、市町村に設置され、そのネットワークにより活動を進めている団体。住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの援助や、社会福祉に関わる関係者・団体・機関の連携を進めるとともに、具体的な福祉サービスの企画や実施を行う。

## ■重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する「包括的な支援体制」の構築に向けて、1. 属性を問わない相談支援、2. 参加支援、3. 地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に提供するため、(1)包括的相談支援事業、(2)参加支援事業、(3)地域づくり事業、(4)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、(5)多機関協働事業の5つの事業を実施するもの。

## ■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

## ■生活支援等体制整備事業

日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターと協議体(話し合いの場)を設置し、生活支援・介護予防サービスの提供主体等と連携しながら、地域住民主体の「互助」による助け合い活動を推進することで、高齢者の生活を支える体制づくりと社会参加の推進を一体的に進める事業。

## ■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の法律行為(財産管理や契約の締結など)を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、本人の同意なく結ばれた不利益な契約を取り消したりするなどの保護や支援を行う民法の制度。

## ■成年後見制度利用促進基本計画

平成28(2016)年に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)に基づいて策定される、成年後見制度の利用促進のための具体的な施策や方針を定めた計画。

国においては、令和4(2022)年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されている。

成年後見制度の利用の促進には、市町村の取り組みが不可欠であることから、同法において、市町村の講ずる措置等が規定されており(第14条)、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるものとされている。

## た行

---

### ■地域福祉コーディネーター

地域住民が自分たちの生活における課題や福祉における問題に自ら関わり、解決するための過程を支援する役割を持っている専門職。地域住民からの相談を受けたり、地域を巡回したりすることにより、その地域が抱えている課題を把握し、解決できるように住民の支援を行う。

### ■地域包括ケアシステム

重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、一定の生活圏域で医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供していくこと。国においては、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を目途に地域包括ケアシステムの構築を目指してきた。

### ■地域包括支援センター

高齢者やその家族等の支援を行うために設置した機関。保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の専門職を配置し、高齢者等の様々な相談に対応するとともに、高齢者の介護予防事業の利用支援、高齢者支援に向けた各種サービス調整、介護保険サービス事業所の支援等を行う。

### ■地域包括的支援体制づくり

平成29(2017)年の社会福祉法改正によって、地域共生社会の実現を目指す政策の一環として位置づけられた、地域住民のどんな困りごとにも“断らずに”受け止め、関係機関と協働しながら支援につなぐための、地域全体の仕組みづくり。具体的な内容として、①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備、②住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備、③支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備、が挙げられている。

## な行

---

### ■日常生活自立支援事業

高齢や障がいにより、一人では日常の生活に不安のある人が地域で安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などの支援を通して、高齢者や障がいのある人等の権利擁護を図ることを目的とした事業。

## は行

---

### ■バリアフリー

高齢者や障がい者の自立と社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報における障壁、意識上の障壁などを除いていくこと。

### ■避難行動要支援者

高齢者・障がい者・乳幼児など、特に配慮を要する人のうち、災害が発生した場合やそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速に避難するために特に支援を要する人。

### ■兵庫県福祉のまちづくり条例

高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての県民がいきいきと生活できる環境を整えることを目的とした条例で、平成4(1992)年10月に制定され、全国で初めての福祉のまちづくり条例として位置づけられている。条例では、県民が相互に協力して高齢者等が安心して生活できる地域社会の形成に努めることが求められている。

## や行

---

### ■ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢や性別、国籍や民族などにかかわらず、誰もが等しく使いやすいように、安全で便利な都市や建物、製品や道具を実現しようとする考え方。その対象は、ハード(施設や製品等)からソフト(教育や文化、サービス等)に至るまで多岐にわたっている。

### ■要配慮者

文字どおり、配慮を要する人で、高齢者、障がい者、乳幼児の他、妊婦、病気やけがをしている人、メンタルヘルス問題を抱えている人、日本語に不慣れな外国人なども含まれる。

---

## 第2期稲美町地域福祉計画

---

令和8(2026)年3月  
稲美町 健康福祉部 地域福祉課  
〒675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地  
電 話：079-492-9136 (直通)  
F A X：079-492-8030

---



稲美町